

令和7年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和7年 3月 4日
本日の会議 令和7年 3月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

3番 藤田明美議員	4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員
6番 松林敏議員	7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員
9番 中村美穂議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

1番 下町純子議員 2番 堀真議員

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	福本美也子君
係長	江口美和子君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	鈴木典秀君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	宮崎伸之君	健康保険部長	山本昭彦君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	宮司裕子君	企画財政部理事	荒木隆君
教育委員会理事	鳥山勝美君	総務課長	大山康彦君
地域安全課長	山口聰一朗君	政策企画課長	中村元則君
財政課長	北野靖之君	土木管理課長	山崎禎三君
都市計画課長	前田将範君	産業振興課長	永石大祐君
健康保険課長	森本陽子君		

本日の会議に付した案件・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 16時00分

令和7年第1回長与町議会定例会 議事日程（第2号）

令和7年3月5日(水)
午前9時30分開議

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、金子恵議員の①補助金のあり方、見直しについて、②カスタマーハラスメントについての質問を同時に許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

皆さまおはようございます。今定例会1番目ということで、前に進めるようなそういうふうな質問にしたいと思います。では①の補助金のあり方、見直しについてです。行政の支出は効率的かつ効果的に行われるべきであり、そのためには補助金の見直しにより無駄な支出を削減し、必要な部分に資金を再配分することで、住民にとって本当に価値のあるサービスや事業を支援することが可能になると考えます。これにより住民の要望やボランティアで実施する事業への補助金の継続など、地域社会の絆を強め、住民の生活の質を向上させる大きな一歩となるものを感じています。補助金の基本的な考え方とは、地方自治法第232条の2に基づき、公益上必要がある場合に交付するものとされています。また、長与町補助金等交付規則において本町の基本的事項が定められ、長与町行政改革大綱には補助金等の整理合理化を推進するとされています。補助事業、補助団体へは公益性、公平性など幅広い観点からの精査が必要とされますが、現況において無駄なものはないのか、以下の質問をいたします。（1）事業・団体に支出されている町単独補助金の件数、総額はどのくらいか。（2）これらの決定基準、算出根拠は何か。

（3）現在交付されている補助金の公益性と効果をどのように評価しているか。（4）補助金の無駄を見直すための具体的取り組みはあるか。（5）精査により補助金の見直しや削減をすることで、他の事業や要望の多い福祉バス購入などに資金を振り分けることはできないか。以上5点を中心にお伺いをいたします。

次に2番目のカスタマーハラスメントについてです。近年カスタマーハラスメントという言葉についてはその認知度が高まりつつあり、東京都や北海道議会でもカスタマーハラスメント防止条例が可決され、4月1日から施行されることになりました。カスタマーハラスメントとは、顧客から従業員に対し脅迫や暴言、最近ではSNSなどによる誹謗中傷や実名を挙げた書き込みなど、理不尽な悪質クレームで従業員が心を痛め、休職や離職に追い込まれてしまう事例があり、民間企業だけではなく行政職員や各種団体など幅広い人を対象としている大きな社会問題となっています。厚生労働省の調査では、過去3年間の企業におけるあらゆるハラスメント相談の中で、カスタマーハラスメントだけが増加傾向にあるとしています。また、人事院では「職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該言動を受ける職員の属する省庁の業務の範囲や程度を明

らかに超える要求をするもの」と定義づけられています。このような状況を踏まえ、行政としてもカスハラで職場の環境が乱されることなく、安心して働くことができる体制づくりが必要だと考え、職員に対するカスハラの実態、心身の健康被害から守るための取り組みについて伺います。（1）本町におけるカスタマーハラスメントの定義を伺う。（2）カスハラについての実態調査・アンケートをしたことがあるか。（3）職員に対するカスハラの状況について、また、正当なクレームとカスハラの見極めが難しい場合はどのように対応しているのか。（4）とるべきカスハラ対策についてどう考えるか、以上4点お伺いいたします。今日はよろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本議会最初の質問者であります金子議員のご質問にお答えをいたします。まず1番目1点目でございます。補助金のあり方、見直しについてということで、町単独補助金の件数と総額についてのお尋ねでございます。令和6年度当初予算の数値でお答えをさせていただきます。補助金の要素と同様の町単独助成金等を含めますと、件数で言いますと98件、総額は2億9,933万5,000円でございます。2点目の町単独補助金の決定基準、算出根拠についての質問でございます。町単独補助金の決定基準につきましては、補助事業等の目的および内容が町の方針と合致するものであり、不特定多数の利益が実現される事業、または町民と行政とが協働して施策を推進していく事業、あるいは町がすべき事業を代替的に実施する事業など、公益性が高い事業や活動を奨励あるいは育成するものという観点で判断し、決定をしているところでございます。また算出根拠につきましては、事業実施の経費に対する補助、または各団体の運営費補助、あるいは各種大会参加補助などに対しまして、適正かつ合理的と認められる算出方法によりまして補助額や補助率を決定し、長与町補助金等交付規則および各種補助金要綱で規定をしておるところでございます。3点目の補助金の公益性と効果の評価についてのお尋ねでございます。町単独補助金につきましては、その財源となるものは貴重な税金であることから、議員ご案内のとおりその公益性と効果を検証していく必要がございます。これにつきましては、事務事業評価などを通しまして町の施策と照らし合わせながら検証をし、評価を行っておるところでございます。現在交付しております各補助金につきましては、補助の目的であります施策の推進に必要なものであり、効果も高いと捉えておるところでございます。4点目でございます。補助金の無駄を見直すための取り組みについてのお尋ねでございます。補助金の見直しにつきましては、長与町補助金見直しに係る指針、これに基づき常にその公益性、公平性、有効性を検証しているところでございまして、補助団体において過大な繰越額がないかなどの実績確認を行うなど、補助額の精査と見直しを隨時行って進めております。なお見直しの視点といたしましては、住民福祉の観点から高い必要性が認められ、特定の者のみに利益を供するもの

でないかの妥当性、また不公平が生じるものではなく、一定の町民理解が得られる範囲のものであるかの公平性、さらには明確な目的と具体的な達成目標を掲げて行われる事業であり、かつ適切で有効な効果が期待できるものであるかの有効性、また町の執行機関以外の者が主体となって行うべき事業であるかの適格性など、あらゆる視点から総合的に検証をしておるところでございます。続きまして、5点目でございます。補助金の見直しや削減により、他の事業や要望の多い福祉バス購入など資金に振り分けることはできないのかというご質問でございます。町単独補助事業につきましては、町の財政状況を考慮し、補助額全体の枠内での事業構築を基本としております。ご提案のその他の事業、また福祉バスの購入などに対する補助金でございますが、必要と認められる事業につきましては、既存事業との優先順位を基に、限られた予算内で新たな事業としての可能性を検討するものと捉えております。補助金のあり方や見直しにつきましては、議員ご案内のとおり、今後もあらゆる視点から公益上真に必要な事業であるかの見極めと精査に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目カスタマーハラスメントについて。1点目、本町におけるカスタマーハラスメントの定義についてのご質問でございました。本町として独自に定義づけしているものはございませんが、国が示しております「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らしまして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により労働者の就業環境が害されるもの」ということで理解をしておるところでございます。具体的には過度な要求や不当なクレーム、侮辱的な言動、さらには暴力的な行為など、職員の業務遂行に支障を来すとともに、職場環境全体にも悪影響を及ぼすようなものと考えております。2点目のカスハラについての実態調査、アンケートについてのご質問でございました。カスハラにつきましての実態調査やアンケートにつきましては、現在のところ実施した実績はないところでございます。3点目のカスハラの状況および正当なクレームとカスハラの対応についてのお尋ねでございます。議員ご指摘のカスハラの状況やクレームとカスハラの見極めは非常に重要な課題であり、適切な対応が求められておるところでございます。本町における状況といたしましては、さまざまな住民対応をする中で、正当なクレームとカスハラの判断がしにくいケースが多いように感じております。それを踏まえまして、カスハラを含め何かしらのトラブルに直面した場合には、複数の職員での対応を行うとともに、相手の要求内容に妥当性があるのか事実関係や因果関係を確認し、その手段、態様が暴力的、威圧的、継続的、差別的、性的など、社会通念に照らしましても相当な範囲であるかどうかを確認しながら、丁寧かつ冷静に接し、状況に応じて適正に対応しておるところでございます。4点目となるべきカスハラ対策をどう考えるかというご質問でございます。カスハラ対策といたしましては、まずはカスハラに対する共通認識を高めるために全職員を対象とした研修や情報提供を継続して実施することが重要になってくるものと考えております。この研修や情報提供を通しま

して、改めてカスハラの定義や具体例、発生時の対応方法などを共有するとともに、各担当部署におきましても職員同士の情報共有や意見交換を促進し、組織としての対処力の向上につなげていくことが対策の基本になるものと考えております。また議員ご指摘のアンケート調査などにつきましても、研修の実施と並行して一定の共通認識の下に行うことで、問題点を浮き彫りにし、対策の見直しをアップデートしていく上で有効なものであると考えております。その他にもさまざまな対策を検討しながら、職員が安心して働く環境を整えることが、結果的に住民サービスの向上にもつながっていくものと考えておりますので、継続的な取り組みに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは再質問の方に入っていきたいと思います。ただ今答弁を頂いたわけですが、まず①の補助金ですね、答弁を頂きましたが、この補助金の見直しの質問というのは、平成28年9月議会でも一度したことがあります。当時単独補助金が約3億円ということで答弁を頂いておりました。当時私も自分で調べたんですけども、今回も大体同定額ぐらいの補助金があるようでございます。令和6年度、昨年ですね、で、今年度予算がもう出ましたけれども、この比較として、補助金の見直しによって削減したものとか、廃止したもの、あるいは新たに交付する補助金の内訳というものがお知らせいただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

令和6年度と7年度の比較ということで、令和7年度は予算案としてお答えをいたします。町単独補助金のうち見直しによりまして、まず削減しました補助金は8件でマイナス112万9,000円。廃止しました補助金は2件で30万円。そして新たに交付することになりました補助金は6件で2,497万5,000円でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ということは、新たにする交付する補助金が6件で約2,500万円という答弁でしたかね。2,500万円増額ということになるかと思いますけど、その理由は何でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

新規で大きく増額になっている理由でございますけれども、これはニュータウン中央

自治会の集会所新築工事に対するコミュニティ助成事業補助金、これが2,000万円で大きな要因でございます。またその他にも長与町企業立地促進助成金、これが200万円でございまして、こういったものが新規で大きく増額をしている理由でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

理解しました。次にですね、当時、補助金の見直しは所管課の自主的な取り組みということであり、総務課、財政課、補助金の所管課が一緒になって、公益性、有益性、妥当性を総合的に検証しながら、事業の継続なり金額運用方法について見直しを進めいくという答弁を頂きました。今、町長の答弁でですね、現在は事務事業評価に照らし合わせてということですけれども、実際その見直し検証というのはどのような視点で行われているのでしょうか。お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず事務事業評価の中では、妥当性、有効性、また効率性、この3つの視点から評価をされます。その中で、補助金につきましては公益上必要があるかどうか、これは前提条件でございますけれども、具体的にはその事業が町の施策と合致しているのか、あるいは一定の役割を終えていないか、そういったことやったり、繰越額や自主財源がどれくらいか、そういうものをいろいろな視点から検証と精査を行っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、町長の答弁でもあったように町の政策に合致しているかというのが確かに一番だと思いますし、繰越額についてはちょっと後から質問させていただきたいと思います。では、今ですね、検証によってその出された公益性、効果のある基準っていうのを何かお持ちですかね。これですね、公益上必要かどうかを認定するのは町長ですね。そしてそれを承認るのは議会であるということは認識をしております。その必要性を客観的に判断することが重要だと思いますが、その判断として町はどのような考え方の下、行われているのか、その辺りお答えできましたらお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

公益上必要かどうかの客観的な判断ですね、町の方針や協働の観点、またあるいはその時々の社会的な事情、地域的な事情などを総合的に判断して、こういったものを決定すべきものだと考えております。また町長答弁にもありましたように、その財源は皆さ

まからの税金でございます。町民の皆さまが何を求めているのか、そして今後どういった事業が町として必要なのか、そういうことを見極めながら、必要性を判断していくことが重要だと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今の分ですね、言葉でよく聞くんですけども、実際に明文化されているものっていうのはあるんでしょうか。住民が補助金を精査する上での基準として見て分かるようなものっていうのが。これが絡んでくるので、何人かでその所管なり担当者なりが話し合って決めることがありますけれども、実際にそういうことであれば逆に明文化された方が透明性という点では当然のことでもあるかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

長与町補助金見直しに係る指針というのがありますて、その中に補助金の定義であったり、見直しを検討する事項、こういったものが明文化されております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、この長与町補助金の見直しに係る指針、これがありますので、これを基本にある程度見直しを行われているものだというふうに理解をしております。次に公益性や効果に関してですけれども、行政と住民との間に差異があるというふうにどうしても感じるんですよね。なぜかというと、やっぱり住民の皆さんから聞く優先順位というか、要望、そういうものと、しっかりともうお金、町の政策に合致しているかというところを言いながらも、やはりそこに差がある。そういうところがちょっと目立つというか気になるんですけども、その団体ですか、住民の皆さんのお意見の集約というのはどのようにされているなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

行政と住民との意見の違い、意見の集約ということですけれども、この全てを把握とかまた集約をしているわけではありません。この公益性や効果に関しましては、事務事業評価等々で検証をしているところでございます。繰り返しになりますけれども、皆さまからの貴重な税金を使わせていただいておりますので、いろいろなご意見等がございましたら、個別、具体的に対応すべきものだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

先に、補助団体において先ほど繰越金等を考慮しながらということがありましたけれども、補助団体において過大な繰越金がないかなど、その実績確認を行うということでしたけれども、必要と感じない団体もあるというふうに私は思っておりますけれども、そのような判断をした団体はないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

過大な繰り越しがあった団体などにつきましては、補助金の減額などを判断した団体もございます。また、事業の縮小や繰越額から判断して自主的に補助金を返還された団体もございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

もちろんですね、申請の時点で長与町補助金交付規則とか交付事務取扱要綱ですか、こういうものに基づいて適切な処理をして、それで決定しているということはしっかりと理解しておりますけれども、補助団体の目的がやっぱり今の時代に合っていない場合とか、効果が長年不明な団体もあると思います。そういう長年交付していることで繰越金が多く出ている団体も実際にありますけれども、このような場合の見直しつていうのはどうされているのかなと思うんですね。長期化の防止に関しても考えるべきですし、長期化によって既得権化、これらを防ぐっていうことも大事ですし、定期的な見直しというのはしっかりと行うべきものと思いますが、それに関してはどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

町としましては補助金の額も含めまして、その妥当性につきましては所管課でのヒアリング、また事務事業評価、また毎年度の振興実施計画、それらでローリング方式によって見直しを現在行っております。その見直しの中で、例えば今議員がご指摘いただきました繰越額、自主財源が多い団体などございましたら、当然ですけれども補助額の減額など見直しを検討いたします。議員ご指摘がございました長年補助金を出している団体、こういったものもございますし、既得権の観点ですね、そういうものからも検証や見直しが必要だと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

確かに定期的に評価をすることで、やはりもう既に独立できている事業そういうものですが、補助する事業として意義がなくなった時の切り捨てというのは当然あってもう仕方のない、というかもう当然のことだというふうに思います。ただですね、私いつも考えるのがしっかりと活動されていて、補助金っていうのは大体経費に対する補助金で、例えば高齢者の方への配食サービスなどがありますよね。これ皆さんボランティアでされていて、その経費は確かに補助で受けております。でもこの物価高騰の中、食材費、これらはやはり賄えない状況にあると。補助金自体が食材費の補助ではないということは分かってて今言うんですけども、来られる方もバスで来たり、ガソリンを使って車で来たりで、その日の日当もないまま、ただ自分たちの手出しだったり、社協からその手出し分を頂いたりとかしてどうにか賄っている状況。その補助金が減額になったという話を聞きました。こういうふうな活動が活発にされているところの団体というのは、私は逆に町の政策に合致していると思うんですよ。こういうところを減らすべきではないと思うんですけどその考え方に対していかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

補助額の決定につきましてはそういったものの妥当性等々を常に見直しを行っているんですけども、この廃止だけではなくいろいろな拡充、それも含めまして、総合的に見直し、検討を行っております。従いまして、そういった費用対効果であったり、その目的、目標であったり、そういったものに応じて補助金の内容、そして補助金の額を今後も決定していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

一般質問の中ではあまり要望というのはしたくないんですけども、この各種団体、しっかりと誰かのために役に立っている、活動が活発になっている団体というのは、今配食サービスのこと言いましたけれども、他にもいくらもあると思うんですね。そういうところへの補助金っていうのはやはり個人的には減らすべきではないし、逆に応援するような立場で町の方もいていただければというふうに思います。この補助団体ですけれども、目的が住民参加によって達成できるか、その場合ある程度の支出が必要であるということは今のお話をしました団体等もそうですが、しかし同じ研修でもですね、研修を行っている団体がありますよね。この研修が年間の行事の中に組み込まれていると。同じ研修でも自治会などが関与できるような内容ではなく、その補助金を使うために実施されているのではないかと言わざるを得ないようなそのような団体もあります。

こういう団体に対して検証が本當になされているのかっていうところ疑うところなんですかけれども、そういう場合はどのように対応されているのか、きちんと最初に予算を出してその後報告書、決算的なものをしっかりと頂いてると思うんですね。その中でいつたん精査ができると思うんですよ。この研修が本当に住民にとって役に立っているか、研修を行った人間が次につなげることができるような内容なのか、その精査もしっかりとすべきだと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

町としましては先ほども答弁しましたように、あらゆる視点や角度から個別、具体的に対応しているところでございます。ただ、しかしながらですね、団体の活動内容全てを100%把握できるかといいましたら、なかなか難しいところもあるかと思っております。町単独補助金につきましてはもちろん私たち行政での検証、これは当たり前でございますけれども、先ほど多少ご指摘がありましたように何かしらもし疑問を持たれた場合はご指摘を頂きたいですし、そういったことがあればきちんと個別対応に具体的に対応をしたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは、例えば、これは許可を頂いて質問させていただいてるんですけれども、地域公民館連絡協議会という団体があります。これ10年ほど前に地域公民館館長、自治会長と兼務をしてたので研修に参加をさせていただいたことがあります。1年目、こういうふうな研修かって、その上に1泊でご飯食べられてちょっとラッキーって思ったんですよ。2年目、同じように行きました。そうしたら私は地域公民館の館長を任されているけれども、研修内容が完全に地区公民館の館長の研修だったと。それが10年前に感じたことです。で、この団体の活動というのが年に2回の九州大会県大会の研修参加、それと会員は各地域の公民館長、自治会長を兼務されている方もいらっしゃいます。研修参加は最近は少ないようで、6年度は4人だったとかいう話を聞きました。実際に参加してその研修内容がその地域の公民館に即していないものであることや、地域に持ち帰って実行可能な内容でないことを考えると、やはりここはね、ちょっと考えた方がいいのかなと思っております。で、そうですね。この地公連、今補助金を出しておりますけれども、法的根拠がないこともありますし、こういうふうなその長年補助金を出していたからっていうことで、やはり既得権化というのが進んでいる団体というのはあると思うんですよ。もちろんもう出来上がった団体ですので、これを廃止するということではありませんが、この団体が担っている1館1事業というのは所管でもできるかというふうに思います。そういうことで少しずつでもいいので、そういう団体を減らしつ

つ、精査しつつ、新たな事業というのをもっとできる、そういうふうな整備をやっぱり進めていくべきだというふうに思うんですけども、ちょっとこれは極端な私の提案かもしれないんですけど、これに関して何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

研修に対する補助金の配分という観点からお答えをいたします。特に研修に対する補助金につきましては、明確な目標があって、効果があるかどうかの有効性、これが大事になってきます。従いまして、効果や成果がないものにつきましては、見直しや削減や廃止、こういったものも必要でございますし、逆に言えば、効果や成果が期待できるもの、また町の施策に貢献しているもの、こういったものにつきましては補助金のそういったものに対して決定がなされるものと理解をしております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

2月19日の地元新聞に民生委員の地区活動費についてということで、慣習を見直し、時代に合った使い方をという記事が掲載されていました。もちろんこれは翌日に訂正記事が上がっておりましたので、この記事はあってなかったようなものなんですけれども、民生委員の日頃のやっぱり活動には頭が下がる思いから、自治会長会と同じで全体の宿泊を伴う研修であっても、いろいろな意味を込めて実施されても私は全然構わないというふうに思います。しかし、その点を考えても必要を感じないという団体っていうのはあることは確かかなと。実際に十何年いろんなところで関わりを持たせていただいて、そういうふうに感じる団体もあるということ。法的な根拠がある団体であればそれはもう継続をしていかなければいけないけれども、それがないところで効果が見込めないところは、今後きちんとした精査も必要になってくるんじゃないかというところをやっぱり考慮していただきたいというふうに思います。そうですね、このような研修の廃止なども視野に精査が必要だと思いますけれども、今地公連の話をしましたけれども、他の団体であっても法的な根拠があろうとなかろうと、それとは別に研修という名の研修じゃないような、そういう無駄ではないか、例えば1回行ってもう1回、同じような内容で行く、だったらいいんですよ、行ってもいいんですよ、効果がありさえすれば。ただその効果が目に見えない、報告書があるわけでもない、そういう研修というのは、やはりもう廃止していいんじゃないかなという考え方ですね。なぜその研修のことを今言うかというのは、その団体に補助金が行っているからですよ。行ってなかったらいいですよ、ご自分でね、みんなでそれぞれがお金を出して研修に行くというのであれば、こういう問題は提起はしませんが、補助金が絡んでいる以上はそこの精査も必要だと思いますが、この研修についてもう一度答弁お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

研修に限って言いますと、先ほども答弁しましたようにその研修の成果を生かすことができるような事業の構築ですね、こういったものが条件になってくると考えますし、それが費用対効果だと思っております。当然そのような事業設計がないものにつきましては、必要性がありませんし補助の対象ではないと判断をして、廃止も視野に入れながらの検討見直しというものが必要になってくると思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

何度も言うようですが限られたその財源を効果的に活用するというためには、この継続廃止の判断というのは厳しくてもいいと思います。それによって出た資金っていうのを再配分、振り分けるっていうことが私は税金の使い道としては妥当だというふうに思います。それらを振り分けることで住民が必要とする部分に税を新たに導入するっていうことは有益であるとも考えますし、町単独でされている補助金の一部というのは、成果が見られない団体や実効性が疑わしいものに対しても支給され続けているという現状があるということを傍で見てて思うということは、もう一度改めて精査をきちんとしていただくということが大事かなというふうに考えております。これらの補助金の見直しを行うことで、浮いた資金をより住民にとって有益な用途に再配分ということが重要と考えておりますけれども、必要と認められる事業かどうか、これは優先順位とかもあるかもしれませんけれども、何を基にどうやって決めていくものなのか、そこをお答えできたらよろしくお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

優先順位でございますけれども、基本的には妥当性、公平性、有効性、適格性から判断をいたします。具体的には、緊急性と事業の効果がどれくらい高いのか、また具体的な達成目標があるのか、また町民の理解が得られる範囲のものであるか、そういったものを総合的に検証しながら優先順位を判断いたします。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、公益、公平で有効、適切、適格、こういうことが条件にしっかりと埋め込まれている、それが判断の基準になっていることはよくよく分かるんですけども、そうじゃなくないんですよね、何か感覚的にちょっとやはり違うんですよね。優先順位

っていうのは何を基にというのは分かるんです、その4項目というのはね、しっかりと分かるんですよ。ただこの優先順位というのが皆さんと考えてる優先順位と、住民が考える優先順位がやっぱり違うというところは、そこに補助金のあり方も変わってくるというふうに思うので、この質問の流れになってきます。で、最初の答弁で5番目に精査により要望の多い事業、福祉バスやその他の事業ということで資金を振り分けられないかっていう質問に対して、認められる事業であれば既存事業との優先順位にその可能性を検討できるというというふうな、大まかに言えばそういう内容だったかというふうに思います。ではなぜ補助金のこの質問の中で、福祉バスの話になるのか、多分疑問に感じられてる方も多いかというふうに思いますが、令和5年9月議会の答弁で「今の状況でいくともう維持管理にコストがかかってしまって、なおかつバスとなると、買い換えるとすれば1台2,000万円から3,000万円でもきかないかもしれませんし、そういうのはちょっと無理で、町がそこにお金を出せれば運行することはできないことはないかと思うんですけど」って後ろ向きとも前向きとももうどちらでもとれるような答弁を頂いております。今回3回目の質問になります。福祉の観点から、いろんな観点から2回はしましたけれど、今回はお金がどこからか配分することができたら、福祉バスの継続が可能なのではないかということで、この補助金のところから福祉バス購入というふうにつなげさせていただいております。お金が出せないのであればやっぱり本当に無駄がないのかということ、それと補助金の精査を確実に行われているのか、見直せることろが本当にはないのか。あれば、出た資金に住民の要望が多い福祉バスの購入はできなかということでの質問でございますけれども。例えばこの、本当に改めて補助金の見直しをした時に幾つかの補助金の差が、ていうか要らないもの、不要というか、余分な資金が出たとします。そういうものに、これは住民がやっぱり要望の多いものですし、この事業としては継続してほしい、ここに補助金を使ってほしいという要望が多いものですので、やはり再配分を行って、この事業こそ継続をしていくべきだというふうに思いますけれども、ここに対して改めて、そうですね、もう何年かたちましたけれども、答弁を頂ければというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず補助金事業につきましては町長答弁にもありましたように、基本的には補助額全体の中での事業構築を基本としておりまして、その中で緊急性、また必要性と見極めております。福祉バスの話が出ましたけれども、補助金を使ったりとか、寄付金を使ったりとか、いろんな方法があると思います。それは購入であったり、レンタルであったり、またそういったことも検討する必要があると思っております。補助金の立場の方から答弁をさせていただきますと、福祉バスを購入できるかどうかというのは今この時点で答弁はちょっとできませんけれども、その購入自体が公益性、必要が高くて、そし

て事業効果も優先順位も高いということであれば、この補助金を活用して福祉バスを準備するという可能性は検討できると思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

昨日ですね、ニュースを見てたら、東彼杵町が町営バスを運行していました。規模的にはどちらかというと長与町よりは規模が小さい自治体だというふうに思いますけれども、それでもどうにかやりくりをして移動手段、ちょっとやっぱ高台とか、山の中とかいろんな所、東彼杵というのは自然に囲まれた所ですので、バスがないと移動手段がなかなかないという所で、この町営バスというのは継続をされているかもしれません。長与町も移動手段と言わないけれども、コミュニティですとか、自治会もそうで、小学校もそう、いろんな団体がこの福祉バスを使うことで、いろんな交流をしたり、いろんな活動に資するものであるということは、私が改めてここで言わなくても皆さんご存じのことだというふうに思います。この補助金の見直しの考え方っていうのは、決して削減するための見直しではないと思っておりますので、例えば今3億円が4億円になったかもしれない。それも、住民に対する補助金の必要性というのが認められるのであれば、それは認めていいというふうに考えております。真に必要なところに配分をされているかどうかなんですね。そうではないところのお金があるのであれば、必要なところに割り振りをしましようよって、要は割り振りをもう1回考えてみてくださいよっていうことです。この福祉バスっていうのは、今日も傍聴にたくさん来ていただきましたけれども、これだけ関心があるということをやはりもう一度ですね、皆さんに知っていただきたいというふうに思っております。補助金改正は毎年ですね、何でもいいから無理して予算を消化しているっていう状況が見受けられる団体もあります。そしてその補助金がざる状態ではないかというふうに感じる団体が本当あります。もう一度、そうではない、ざるではないしっかりと予算を頂き、精査をして、最終的にオーケーを出す、ゴーを出すというような仕組みというのは、厳しくても、皆さんの血税を、課長もおっしゃってましたけど皆さんの血税ですから、それはもう本当厳しくてもいいと思います。この補助金の原資は血税ということで、優先順位もよく言われますけれども、先ほど私ちょっと触れましたけれども、行政の優先順位と住民の優先順位っていうのは決して一致はしないというふうに思います。鳥の目、虫の目、魚の目ということわざをご存じでしょうか。最近よくこのことわざを耳にするんですけれども、行政で言うならば、鳥の目というのとは第三者として俯瞰すること、虫の目は現場の空気、住民の声、住民の思いを肌で感じることだというふうに思います。そして魚の目は長期的な発想で未来を考えることなのではないかというふうに感じながら、このことわざを聞いているんですけども、このようなさまざまな視点からですね、補助金見直しもそうです、福祉バス購入の必要性を早々にやはり協議、構築、そういうものを進めていっていただけたらというふうに思い

ます。改めて補助金に関してから、何か強引なような感じで福祉バスの方につなげてはまいりましたが、町長の見解がございましたら最後に見解をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今金子議員の熱い思いをずっと感じておりました。大変ありがたいと思ってます。こういった意見を頂くっていうのが大変ありがたいことでですね、今財政課長が申し上げましたように、予算を決める時にはあらゆる角度から決めていってるんですよ。所管との話をして、そして所管の意見も聞いて、所管もまた社協との話もしたりして、そして我々も第三者の目で見るということで、三役もまた違う角度で見てます。一緒に研修も行ったりしますし、それに伝言板っていうのをやってるんですね、町民提案箱っていうのを。それが500通以上来ます。それを見ていろんな要望が書かれてます。それには確実に回答を書いてお渡しするしてるんですよ。だから、今おっしゃったようなことも1つの大きな意見だと思いますので、その辺りを踏まえてもっと我々ももっともっと厳格にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

町長の今の答弁の中に厳格にという言葉が出てきましたけど、まさにそのとおりだと思うんですね。今までずっと例えば10万円やってたから、今年も同じ活動するんだろうから10万円やっとければっていうことではなくて、もう本当1つ1つにやっぱりきちんとした精査が必要だというふうに思います。もう幾ら団体がありますか。今回も98件に単独の補助金をやっているということで、98件あれば98件の毎年の見直しができるということですよ。そこで無駄が出れば、それをきちんと有効に使うことができるということなので、そこをやっぱり念頭にこの補助金の在り方っていうのは改めてしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それでは2番の方に移ります。2番のこのカスタマーハラスメントの件ですけれども、これに関しては確かにこのカスタマーハラスメントという言葉自体が最近できたばかりのような言葉で、内容的にもどこまでがカスハラなのか、これはクレームなのかなっていうのははっきりと分からぬ状況だというふうに思いますが、このカスハラというふうに感じているかどうかというのも職員が分からぬ状況だと思うんですよ。なぜかっていうとやっぱり研修ができていない。なので、一応アンケートが先なのか研修が先なのか、それはもう皆さんの方にお任せするところですけれども、聞くところによるとやっぱり状況も理解しないままね、窓口で大声で威圧的な物言いやテーブルをたたくなど、そういう行為をされる方もいるというふうに聞きます。その時にいつものことやけんつて言って職員が思うのか、もしかしたら新しい職員はこんなことを言われて、ただそこ

で上司にも言えないような状況にあるかもしれない。そういうことをいろいろ考えると、やはりこのカスハラに関しては365日とは言いませんが、多くの開序日にはやはり住民の方と対応する。で、対応することで自分たちがカスハラを受けることもあるでしょうし、逆にハラスマントを与えてるかもしれない。だからこのハラスマントに関する教育、研修というのは、お互い双方で考えても必要なことじゃないのかなというふうに考えております。アンケートを実施を、研修をという答弁だったかと思いますけれども、そのカスハラにならないか、なるのかというその判断っていうのは、今の段階ではどのように判断をされているのか。庁舎内でどういう対応で臨んでいるのか、その辺りをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

今のご紹介いただいたようなケースに、対応についてですが、現在町の方では国が発行してます対策マニュアル、そういったものを今年度につきましては、全職員に庁舎内のポータルサイト、そういったものを使いましてお配りをしております。それとあと、大体2年に1回なんですが、時津町の警察署の方にお越しいただきまして、行政対象暴力に対する研修、こういったものも取り組ませていただいて対応というのをやってところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

その研修については2年ごとということで、以前からやられているということで、その中でいろんなハラスマントが出てきます。その中の1つがこの今回の質問しているカスハラなんですけれども、このカスハラをなぜきちんと自分たちでも学び、そしてある程度の基準で判断ができるようなものを作つておくべきかっていうのは、やはり職員の働く環境を守ること、これを整えるっていうことが第一の目的で今回は質問させていただきますけれども、この環境を整えるとか、職員を守るっていうのは、首長のやはり責務だというふうに考えております。職員は管理職が守り、助言とかするかもしれない、でも全体的に考えたら首長の責務であるっていうことを考えると、やはりここで町長の見解を伺うしかないですね。町長の考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今、このカスハラというのは大変な社会問題になってきております。部課長会っていうのを開くんですね。その中でも、それぞれの職場については、そういうことを聞きます。そして、よく窓口に対して住民の方からよく手紙をもらうんですよ。窓口が悪い

とかね、良いとかっていうのもあるんです。逆に、職員から見て非常にクレームをつけた人もいるということも聞きます。これはいわゆる庁舎内のコミュニケーションの問題だと思うんですね。私は庁舎内での部課長とそして職員のコミュニケーションというのを一番大事、基本だと思いますので、その辺りを重視したそういう指導をやっていくておりますし、これからもその辺りを中心に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

全国でこのカスハラに関してはやはり行政側の方が、今まででは住民があの職員はもう言葉遣いがなってないとか、いろんなクレームが逆にそういうクレームが入ってたかもしれないけれども、そのクレームを基にやはり威圧的に来る人が多いということで、全國的にもこのカスハラの防止条例っていうのを民間も含めながらということで作っている所もあるようです。そういうことを、条例を作るのが正ということではございませんけれども、とにかく職員の皆さんがあの職員のために毎日働いている、その環境を整えるということに重きを置いて、このカスハラのこともしっかりと定期的に考えていただければと思います。これで質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時27分～10時40分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、山口憲一郎議員の①有害鳥獣対策について、②耕作放棄地についての質問を同時に許します。

12番、山口憲一郎議員。

○12番（山口憲一郎議員）

1年前にもイノシシの農業政策でしましたけども、再度させていただきたいと思います。今回は2つの農業政策ですけども、2つのテーマを挙げて質問をさせていただきたいと思います。①有害鳥獣対策について、昨年度の一般質問でも有害鳥獣対策についての町の考え方を質問したところでありますが、今年度も有害鳥獣による農作物の被害が多く見られていると聞き及ぶとともに、私自身もそのように実感をしておるところであります。特に今年はイノシシによる被害が顕著であり、生産者の意欲も失われつつある状況であります。そこで以下の質問をいたします。大きい（1）ですね。有害鳥獣の駆除の状況について（イ）令和4年度においてイノシシ152頭、中型哺乳類48頭の捕獲等をしたとのことでしたが、令和5年度の実績についてお尋ねをいたします。（ロ）令

和6年度における駆除の目標値についてお尋ねをいたします。（ハ）繁殖力が強いと言われるイノシシについて、駆除の効果を発揮するために具体的にどのような取り組みを行っているかをお尋ねをいたします。（2）有害鳥獣による被害について、令和5年度、6年度における被害の想定をどの程度に設定していたかお尋ねをいたします。また、想定に対して実績はどの程度であったかをお尋ねをいたします。（3）有害鳥獣による被害について、町はどのように被害を把握しているのか、調査する地域や時期などについてお尋ねをいたします。（4）有害鳥獣による被害について、どのように対策を立てているのか、お尋ねをいたします。（5）過去にも有害鳥獣による被害について質問しましたが、なかなか成果が上がらないのが実態であると思います。根本的な要因についてどのように考えているかをお尋ねをいたします。

次に②耕作放棄地についてお伺いをいたします。（1）昨年度の一般質問においても耕作放棄地の対策についてお尋ねをしておりますが、その後の状況についてお尋ねをいたします。（2）農業従事者の高齢化と後継者不足については、以前から課題とされております。現在の状況と前回質問した時点から改善された内容があればお答えをいただきたいと思います。（3）現在の耕作放棄地がそのまま放置されると、荒地がますます増大していくと思われます。これは有害鳥獣対策の観点からも憂慮すべき事態と思われますが、町としての考え方をお尋ねをいたします。以上質問をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは山口議員の大きな1番、有害鳥獣対策について、まず（イ）の令和5年度の捕獲実績についてのお尋ねでございます。令和5年度の有害鳥獣の捕獲実績は、イノシシ175頭、そのうち成獣が107頭、幼獣が68頭、中型哺乳類43頭の内容でございます。続きまして（ロ）のご質問についてお答えいたします。令和6年度の捕獲目標は、長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画におきまして、イノシシ120頭、中型哺乳類82頭として捕獲を進めているところでございます。続きまして（ハ）のご質問、駆除の効果を発揮する具体的な取り組みについてのご質問でございます。具体的な駆除の取り組みといたしましては、中彼猟友会へ通年の捕獲業務を委託している他、町職員におきましても狩猟免許を取得し長与町鳥獣被害対策実施隊を組織をいたしまして、猟友会と連携しながら捕獲活動を行っているところでございます。また新たな取り組みといたしましては、令和5年度にイノシシ用の箱わな15基を購入し、令和6年度の捕獲業務から箱わなの設置個数を増やして捕獲に取り組んでおるところでございます。2番目の有害鳥獣による被害想定および被害実績についてのお尋ねでございます。長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画におきまして、令和3年度の被害を現状値、それに対する目標値を令和7年度に設定をいたしまして、計画を進めているところでございます。被害想定につきましては、令和3年度と令和7年度の数値を基にした推計で、令和5年度は被害面積

2. 2ヘクタール、被害額683万円、令和6年度に至りましては、被害面積2ヘクタール、被害額623万円の想定でございます。なお被害の実績につきましては、令和5年度が被害面積2.1ヘクタール、被害額669万円、令和6年度は、前年度と集計方法が変更となっておりまして、単純な比較とはなりませんけれども、上半期のみの集計で、被害面積4.6ヘクタール、被害額1,493万円でございます。3点目の被害の把握方法および地域や時期についてのご質問でございます。被害の把握方法につきましては、被害状況の調査を長崎・西彼農業協同組合の実行組合の構成員である農家の方々にお願いをしておりまして、10月に4月から9月までの上半期分を、翌年の4月に10月から3月までの下半期分をご回答いただき、町内全域の被害状況の把握に努めておるところでございます。4点目でございます。有害鳥獣による被害への対策についてのお尋ねでございます。有害鳥獣の被害対策につきましては、猟友会と連携した捕獲事業、ワイヤーメッシュ等の防護柵設置に対する助成事業、狩猟免許の取得に係る助成事業、耕作放棄地再生への助成事業などを継続して実施しているところでございます。5点目でございます。有害鳥獣被害の根本的な要因についてのお尋ねでございます。有害鳥獣被害につきまして、なかなか成果が上がらないと厳しいご指摘を頂いたところでございますけれども、本町といたしましては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の補助事業を行い、設置延長や設置済の農地は毎年増加しております、捕獲頭数についても毎年前年度以上の捕獲実績を上げていることから、被害に遭わない対策済みの農地は増えているものと考えておるところでございます。そのような中、考えられます有害鳥獣による被害の要因につきましては、耕作放棄地の増加による生息面積の増加に伴い、今まで防護柵を設置していなかった農地の近くまで生息域が広がることによりまして、新たな農地への侵入が考えられる他、既に防護柵を設置した農地でも設置から年数が経過しておれば強度の弱い箇所から防護柵を破られ、侵入される事例があるのではないかと想定をしております。捕獲につきましては、猟友会と連携をいたしまして取り組んでいるところではございますが、人員的な限界もございますので、町による狩猟免許の取得助成の周知を図りながら捕獲従事者の増加につながるような取り組みを研究をしてまいりたいと思っております。また、防護柵を破られる事例につきましては、今年度より現地の状況を記録いたしまして、どのような対策が必要か検証する取り組みを始めているところでございまして、必要に応じて猟友会による防護柵の設置指導をお願いするなど対応を進めているところでございます。

次は2番目、耕作放棄地ということで、1点目が、耕作放棄地の状況についてのご質問でございます。本町における農地法に基づき農業委員会が毎年農地の利用状況調査を行っておるところでございます。令和6年度の状況でございますが、令和7年2月14日時点の概数でお答えをいたします。農地台帳面積789ヘクタールのうち、耕作放棄地などの面積はおおよそ4割近くの288ヘクタール、このうち再生利用が可能な荒廃地として判断している農地は83ヘクタール、一方、再生が見込まれない山林化した農

地は205ヘクタールでございます。続きまして、2点目の高齢化、後継者不足の現状および改善された点についてのご質問でございます。令和2年度の農業センサスにおきまして農業就業人口の推移の項目がございますが、農業従事者の総数は減少傾向であり、そのうち65歳以上の占める割合が増加している状況でございます。数値的な面から農業従事者の高齢化、後継者不足については、深刻化しているのが現状であると捉えております。また、本町におきましては、令和5年度に5経営体の新規参入がございました。そのうち就農時65歳未満の経営体は4経営体でございます。議員ご質問の件につきましては、全国的に少子高齢化が進む中、難しい問題ではございますが、引き続き県や農協と連携し就農相談等を実施するなど、新規就農につながるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。3点目の耕作放棄地への町としての考え方についてのお尋ねでございます。耕作放棄地につきましては、農地の利用状況調査における再生が見込まれない土地の多くは山間部の急斜面であったり、車両が近くまで行けないなど、今後再生しても農業を続けていくことが難しい土地であると考えております。今年度策定予定の地域計画におきましても10年後の目標地図を作成しておりますが、今後地域として営農していくこうと地図に残している農地の中でも、これを引き継ぐ者が未定となっている農地が多数ございます。本町といたしましては、これらの農地をいかに営農できる状態で次の担い手へ継承していただくかが、今後の耕作放棄地対策としての課題であると考えており、今年度実施いたしました地域座談会を継続的に開催するなど、地域との話し合いの場をつくる取り組みや担い手への利用集積のための農地中間管理機構の活用、長崎県や農協等の関係機関と連携した新規就農者の育成、確保への取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

答弁ありがとうございました。今回また前回に引き続き、イノシシ、鳥獣対策でさせていただきますけども、今回は先ほども通告書にありましたように、今回は特に長与全体がもうイノシシの被害に遭っています。また、下地面から上はイノシシ、上からはヒヨとカラスということで、なんかしてくれろという農民からの要望でございます。そういう意味でさせていただきます。また、こういう被害は、全国的にも長与だけではありません。雪の被害もありますし、また、そういう農業以外でも東北の方では、本当にいろいろな問題があつて本当に悲しい思いをされているところもあるわけでございますけども、私は長与のことで、今回はさせていただきます。また、長与についても農業だけじゃなくて、市街化にもこういうイノシシ関係は出てきております。こういったことを踏まえて、長与町も対策をお願いしたいと思います。今回私は農業政策ということで質問をさせていただきますので、農業に関しての質問をさせていただきたいと思います。それでは再度、質問をさせていただきます。

まず最初にイノシシの数、そしてまた目標値については、やはり猟友会の方が一生懸命やっぱり活動をしていただいているなという思いで感謝をしているところでございます。そこで質問をさせていただきます。現在の猟友会の会員と平均年齢はどのようにになっているか、お伺いをまずさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

現在の猟友会の会員数と平均年齢でございますが、長与町におきまして捕獲従事者の登録をしていただいている会員数が19名、令和6年度の平均年齢が61.3歳ということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

私もこのイノシシについて平成15年に一般質問をさせていただきました。これが私、議員になってからのデビューでありました。そのときは猟友会も13人ぐらいでありますね。平均年齢ももうちょっと高かったんじゃないかなと思いますけども、今回若干増えつつありますのも、やっぱり町の皆さんへの援助かなと思っております。平均年齢も60歳ということでありますけども、これは先ほど答弁の中でもありましたけども、町職員のやっぱりご協力があるからと思って喜んでいるところでございます。

次に、猟友会の補助内容はどのようにになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

猟友会に対しましては、補助金という形ではございませんけども、年間を通して捕獲業務の委託ということで、委託業務を行っております。その中で箱わなについては、町が購入しているものを貸与しているもの等もございます。また、その他捕獲実績によりまして、1頭ごとに報奨金を捕獲者の方に直接支払うようなことを行っています。また、新規の狩猟免許を取得していただく方には、免許の取得に関する費用を補助しております。会員数の増加につながればということでやっております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

特別な補助というよりも報奨金ということで今答弁がありましたけども、やはり先ほど述べましたように猟友会のご協力は大変私たちはうれしく感じておるところでございますけども、農家はやはり捕獲頭数の増加を規定しております。猟友会への行政からのさらなる支援というのも必要になってくるのじやないかなと思っております。その辺は

どのように考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

捕獲等の支援につきましてですけども、現在の委託金だとか報奨金につきまして、昨今の物価高等もあつたりしますので、そのようなことについては実際の従事者の数だとか、捕獲頭数の状況だとか、実際経費のところとか、総合的に勘案していく事案ということでお考えしております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。先ほど捕獲したイノシシに対しての報奨金ということで回答がありましたけども、この1頭当たりの報奨金について金額が分かれば長与だけじゃなくて、いろいろな所の自治体のことも分かれば一緒にしていただければどうかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

長与町におけるイノシシの報奨金につきましては、国費によるものと町の単独費によるものとがまずございますが合算した数字で申し上げますと、イノシシが成獣においては、1頭当たり1万2,000円、幼獣につきましては、1頭当たり6,000円が長与町の方の報奨金でございます。5年度のちょっと調査になるんですけども、県内の平均で言いますとイノシシの成獣が1万3,000円、そこで県内最高の額が1万7,000円、最低の所が1万円。幼獣につきましては、県内の平均が7,600円、最高の所が1万1,000円、最低の所は4,000円というような状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

一般的に聞けば別に安いような感じはいたしませんけども、やはり今何ていうか、いろいろな物価が上がって、これを維持していくためには、いろいろな費用も要るんじゃないかなと思っております。個人的にはやはり最高でも1万7,000円の所もありますし、できればその辺もここで質問としては行いませんけども、検討のほどをよろしくお願いできればと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから次は、イノシシの処理についてでございますけども、猟友会の人が確保いたしましても、小さいイノシシは焼却場で処分ができるということで聞いてます。ただ、大きいイノシシについては、「取ってくれんとばい」っていう生産者からの猟友会から

の声も聞いておりますけども、その辺はどのように受け入れをしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今イノシシの焼却処理につきましては、クリーンパーク長与の方で受け入れをさせていただいているところでございます。また、焼却炉の投入口の大きさに制限がございますので、大きいものは受け入れないということではなくて、そこの投入口に入る大きさでの搬入をお願いしているということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。そこで大きいのは受け入れられないということで、ちょっと私も情報的には分かっているんですけども、大きな穴を掘ってそこに埋めるということで聞いておりますけども、そういう埋め立てるのはそういったルール的には許された範囲でやられているとは思いますけども、やっぱりそういう埋める所、地元ですね。地元の方々からの理解、問題はないのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

イノシシの埋設処分については、適切な方法で埋設すればできるようなことになっております。また、どうしても持ち出しができない場所等もございまして、そういう所ではどうしても埋設、現地での埋設等も行っているものと考えられます。今のところそういう埋設に対することで、農地の方とかというトラブル等はお聞きしてはおりません。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今トラブルは今のところはということではありますけども、やはりいろいろな人に聞きますと、やはり命を何ていうかな、奪ったやっぱり生きたものをやっぱりそこに埋めるということで、やはり人によっては「良か思いもしとらんとばい」っていう話も聞くわけでございますけども、その辺も踏まえてやっぱこう地域の人行政までは所管までは届いてないかもしれませんけども、そういう気持ちも踏まえながらせんといかんとじやなかかなと思いますけど、その辺に対してはどのように考えておられるか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

イノシシの埋設と処理についてはですね。基本的にはわなで捕獲したあとでも持ち帰るということが原則ではございますが、そういうお近くの方でもう埋め立てがというような所がございましたら、わなを設置する段階等でお話ができるような取り組みができればそれを解決というか、少しでもそういったことが減るんじゃないかなと思いますので、そこは設置場所等については、検討をしてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

その辺はよろしくトラブルが起こらないようにお願いしたいと思います。一つ紹介ですけども、獣友会に対して獣友会の方からもだいぶ随分前に言われたんですけども、「やはり俺たちも生きた命を奪うんだから、やっぱりよか気色のせんとばい」って言われて、町長もご存じだと思いますけども、本川内の方に供養塔があるんですよ。その辺も分かった人は所管は年に1回はそういう供養をしておられると思いますけども、一応ご紹介をおきたいと思います。

それから次ですね、もう順序はもう関連しておりますので、ちょっともう質問もそのまま行かせていただきたいと思います。次に被害想定および被害実績についてということで、お伺いをいたします。先ほど答弁の中に農協の実行組合を通じてやってるという答弁でして、毎年2回私たちももう知っておりますけども、イノシシのそういう調査が行われております。その調査についてやっぱり皆さん「この調査なんやろかい」でいいからやっぱり趣旨が分からぬ人もおるわけですよね。そういうことについて現状はどのようになっているのか、質問をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

被害状況調査については全国的に行われてまして、町としても県からの依頼のもと、様式等も定められて今やっているところでございます。調査の結果について、そういう結果を基にいろんな農業の施策等が作られていくものということで、私たちは理解をしているところではございますが、もうちょっとご案内の文とかそういったところでいろいろな周知ができればなということで今お聞きしましたので、考えていきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

この調査には前回同僚議員も質問をしていただいて、大変私もうれしく思っているんですけども、農家の人はこの被害調査に回答すれば行政にそれなりの何かこう改善が、

対応をしてくれるんじやないかとやっぱり期待が、悪い言い方すれば見返りという言葉はようなかつですけども、そういう気持ちがあるわけですよね。もうそういったことでやっぱり何もないもんで、やっぱり調査に協力をしない人もおるわけでございます。そこでやっぱり調査をしないとなれば、本当にそういう正確な調査が出ているのかなあとという私も気持ち的には思っておりますけども、その辺はどのように感じておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

調査をお送りする中では、必要な調査ですので必ず出してくださいということで、お願いはしているところで。近年の回答状況といたしましては、回答率としては、増えていっているところではございます。ただ、具体的な被害の状況等を記載していただいているかというと、またそこはちょっとこちらで確認はとれないところでございますので、できるだけ正確な被害の状況をお答えいただけるように検討してまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

そのためにはその調査票については、やはり目的というのは書いてはあるんですけども、やはり皆さんのが理解できないという感じも受けるところもあるんですよね。その辺の明記についてもやはりはっきり生産者が分かる、農業者が分かるような明記をしていただくのがいいんじゃないかなと思っておりますけども、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今の被害状況調査については、特定の1つの目的というような調査ではございませんので、ちょっとその調査の数値をさまざまなものに活用されているということで、町としてどういうふうな施策として活用されているかということで、できればお知らせをできればなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

この件につきましては私も農業者の1人ですので、そういう回答をさせていただく。やはり先ほど述べましたように、農業者は「なんも出しても変わりなかやつか」っていうことで言われます。しかし、私はもう所管の人とそういう趣旨を聞いりますので、やっぱりこの調査はどのようなことに使われるのかということをやはり農業者に同じ農業者すけども、そういう人に伝えながらしております。指導というかお知らせをして

おります。また、そういうほかの地区でもそういうお話をしたときは、絶対出してくれること勧めてくれる、そういう言い方を勧めておりますので、できるだけ分かりやすいような表示の仕方をお願いできればと思っております。それからこれはもう質問じゃありませんけども、やはりこの実行組合の調査だけじゃなくて、多分現地にはそれぞれ行っていただいていると思っておりますけども、やはり担当の方もやはり長と全体を把握するということは大変難しいことだろうと思いますけども、やはり現地に行ってやっぱり現状を、特に今年の場合は、見ていただきたかったなという実感がしております。

次に行きます。今度は被害への対策についてでございます。まず最初にワイヤーメッシュを補助させていただいておりますけども、この耐用年数は何年になっておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ワイヤーメッシュの耐用年数でございますが、国庫補助事業の方で使っている数値としましては、14年が耐用年数として算定をしております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

それとこういうワイヤーメッシュとか、いろいろな支援を行われた時期については分かりますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ワイヤーメッシュ等の町の補助だとか、国の補助を開始した時期ということで、ご回答をさせていただきたいと思います。町の方でちょっと記録が残っているのが、町の方では平成16年からそういう柵の方とかの支援をさせていただいておりまして、ワイヤーメッシュ自体は、平成22年から設置が始まっております。國の方の補助を活用して設置をされたのが、平成23年度からでございます。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

このようにして私たちも支援を受けながら行政にどのようなという、そがん批判という形で質問をさせてもらっておりますけども、やはりこういったワイヤーメッシュにしましても、もうそろそろ耐用年数が来てる所もあります。それで、どう言いましょうかね。私たちのように地域に農業者が多い所は、これをまた張り替えをするときにやはりなかなか高齢者になれば、なかなかできない所もあるんじゃないかなと思って。私たち

は近くにおりますので、「加勢せろ」と言えば何人かが加勢して、加勢してもらってできますけども、そういう中でやっぱり行政としてそういうマンパワーっていう言葉はちょっと友達から聞いたんですけども、そういう支援、サポート体制がやっぱりできないものかなあということで考えておりますけども、その辺につきましては、どのように考えますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

農業従事者の方々も高齢化している中で、ワイヤーメッシュを張るというのがワイヤーメッシュ自体ももう金属製で重たいものですので、運搬とか設置とか大変であると、苦慮されているというのは、こちらの方も理解をしているところではございます。ただ、町からのそういう設置についての支援ということになると、なかなかまだ及んでないところではございますので、国費のワイヤーメッシュ等では地域の方々で連携して張っていただいたりしておりますので、その辺り町と地域と連携して何か取り組みができるかなどを研究してまいりたいということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

なかなか難しい問題ですので、検討の方をよろしくお願いをしたいと思います。それではその次に行きますけども、5番目の要因についてということで、ワイヤーメッシュももうだいぶなった、耐用年数もだいぶ過ぎた所もあると思いますけども、やはりその辺に対してやっぱり補強体制が必要になってくるんじゃないかなと思っております。この補強という体制について、強化をするにはどのような策があるのか、そういう考えはもっておられないのかですね。それは私たちが考えればよかことありますけども、町として何かこう考えがあれば教えていただきたいなと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ワイヤーメッシュにつきましても設置から年数がたてば経年劣化で地表近くというのが腐食したり、そういうことでイノシシの侵入のきっかけになったりという場合もあるということで聞いております。張り替えをするよりは補強をするという方がメッシュ自体の長寿命化だとか、作業性等もいいと思いますので、補強についても研究して、効果があるような事案については皆様方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

補強については、私も仲間たちに何人か聞きました。やはりワイヤーメッシュだけではもう今ちょっとイノシシ頭がいいので、だめよと。やはりそこに補助対象になっております電気牧柵ですね、それとの併用がいいんじゃないかと。前は電池を入れて電気を送る仕方やったんですけども、今はソーラーという太陽熱を利用したそういういいやつが出ております。そういったことで、そういうとちょっともう耐用年数もう過ぎかかるとはいいけんじやないかなということで伺っておりますので、その辺も踏まえて今後は補助するときは、アドバイスを頂ければなあと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に見積もり、このワイヤーメッシュ電気牧柵を付けたいなというところが、補助事業、お願いに来るわけでございますけども、やはり年度末ぐらいになるとミカンが色付く頃になりますと、予算がないということですよ。そういった意味では、やはりもうそのときは皆さん必死、もう1年かかるミカンを作つてイノシシにやられるわけで、必死になってるもんで、そこに少しでも補助金をもらえればと行くときに、ないと言われればやっぱりどうしようもないという、そのときはもう自費で全部、本当はもう自費するのが一番いいと私たちは思つてゐんですけども、やっぱりそういう状況も聞きます。そのようなことに対してやはりちょっとでも予備費というかそういうのを取つていただいて、その辺に急遽のときに回してもらうとか、そしてまた急遽のときは、やっぱり順序として電気牧柵を購入するときは、見積もりから始まりますけども、もう見積もりをしようってでももう1日もう無駄になっていく。やっぱりもう収穫時期になりますともう一日一日がもう大事になってくるわけでありますので、その辺もどうにかこう役場の方で考えていただけないかな、行政の方で考えていただけないかなと思っておりますけど。その辺に対してどのように考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ワイヤーメッシュ等の予算が実際収穫時期近くになるといふご意見でござりますけども、予算としては、4月から取つておりますて設置の申請も受け付けておりますので、ちょっと近隣の設置状況とか確認したり、お隣の農地の方と連携して早期の申請、計画的な設置をお願いをしたいというところで考えております。また、見積もりについてですけども、ワイヤーメッシュ柵と電気柵とございますが、ワイヤーメッシュ柵についてもやっぱり鉄の製品で、年間の価格の変動とか販売店ごとに違つたりっていうところで、今までその都度見積もりをお願いはしているところなんですが、同じ製品になります同じ製品というかな、同じような柵等になりますので、ワンストップでの申請等をできないか、そこら辺りは研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

よろしくお願ひしたいと思います。もう時間もありませんので、もう有害鳥獣の質問をこれで終わらせていただきます。

次に②の耕作放棄地についてでございますけども、1から3まで関連しておりますので、質問をもう流れさせていただきたいと思います。後継者不足というのは、やはり行政がどうのこうのって言っても大変難しいこともありますけども、やはりこのUターンとか新規就農に向けた産地研修とか、例えば産地PRとか、そういうことを流して、やっぱりそういう農業をしてみたいなあという人がおるかも分かりませんので、その辺の急に言うて、どうですかっていうとあれですけども、その辺の考え方としてどのように思われるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今おっしゃられた産地としての取り組みとしての見学会等、PR等ですね。今まで町では不足している部分ではないかなと、ご指摘いただいて思っているところでございます。Uターン、Iターン等ございまして、東京や福岡で移住相談会等も行っている中、本町も参加しておるところで、そういったところでも新規就農や産地のPR等ができるのか、そういう辺りは研究を進めていければなと今お聞きして思っているところです。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

産地PRということで、これはもう質問ではございませんけども、この間テレビを見よったら西海市が市民目線でということで、やっぱり産業とかいろいろな面で動画発信、PR動画発信ということでやっぱりちょうどテレビでやっておりましたもので、これは全部の所管につながることで質問はしませんけども、そういう試みも大事じゃないかなと、宣伝も大事じゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと、今トレーニングファームということで県とかいろいろな所と連携しながらやる言葉をちょっとお聞きをしたんですけども、こういう取り組みも大変な、まだいろいろ準備もあるので大変かと思いますけども、その辺についての考えがあればお願ひしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

現在長崎県の方と農協の方で連携をして、既存の樹園地がございますけれども、そこで収穫ができる状態でミカンが木が植わっている状態の畑を新規就農をしようという方

の研修施設として活用をして、研修をその畑で受けていただいて、研修後はその園地を引き継ぐような計画っていうのが、ちょっとトレーニングファームという取り組みの計画ということで、今進められているところでございます。町としましても新規就農者の育成とか、耕作放棄地の防止とか、地域の活性化につながるものであると考えておりますので、連携を図りながら進めていければと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

私たちもやはりせっかくある長与の特産、みかんは特産、産地でございますので、どがんかして継承していかんばなという気持ちでありますので、そういった意味では、その辺も一生懸命なっていただきたいなと思っております。最後に建設部長にお聞きします。もう私今回で最後の質問に、私の質問の最後になると思いますので、今一般質問をいたしましたけれども、全般的に聞いてやはり農業に対しての思いがあれば、一言でも二言でもいいですけども、コメントを、考え方をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今議員からいろいろご質問いただきまして、農業に対する思いをお聞きいたしまして、また、今後もわれわれとしてもいろいろ農業政策に取り組んでいきたいという思いをまた新たに持ったところでございます。現在の農業の取り巻く環境につきましては、今議員がご指摘いただきました耕作放棄地の問題であったりとか、有害鳥獣の問題、そういった問題に加えまして資材の高騰であったりとか、農産物の価格の不安定さ、そういう農業者自体ではどうすることもできないような問題も重なりまして、大変厳しい状況であるというところは理解をしているところでございます。また、そういった中で将来にわたって営農をしていくことが大変重要であると思っておりますので、町長答弁にもありましたように、現在地域計画という将来にわたり、その地域がどういった農地を残して、どういった農地を集約していくか、そういった計画もございますので、そういうしたものも地域の方々のご協力を頂きまして、計画を作成をいたしました。また、そういった皆さんと農家の皆さんと連携をしながら魅力ある農業にするにはどうしたらいいか、そういったものも今後研究していく必要がございます。また、町といたしましても引き続き、農業が魅力ある産業であり続けるために基盤整備による省力化であったり、効率化であったりとかですね。またブランド化をするための苗木補助、そういったものも引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。農業については国も自給率の向上等も掲げておりまして、大変重要な産業でございますので、町としましても農協あるいは県とも連携しながら、今後の農業の活性化を支援していく取り組みを引き続き

行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ありがとうございました。お疲れさまでした。最後に町長にお伺いいたします。町長も私、自分の近くの県道でよく町長の車をお見かけして、長与町の状況を見て回っておられるんだろうと、理解をしてよく分かっておられると思います。そこでやはりこういういろいろな問題が抱えている中で、やっぱり農家の人たちがやはりやる気をなくしつつあるわけであり、せっかく1年かかって作ったミカンを食われてしまったら、もう何ばすうかっていうそういういったこう落ち込んでおられる所も人もおるわけであります、それに対してやっぱり組合員が元気を出すような、出してもらえるようなそういうコメント、考えがあれば最後にお願いをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今、山口建設部長が申し上げましたとおりでございまして、私も全く同じ気持ちでいます。地域計画の中で10年後の目標地図を作成していただいております。これは非常に大事なことだと思うんですね。いわゆる未来を見据えた中でどうやっていくかということですので、それにつきましては、地域企画あるいは基盤整備という形で、やはり農業のあるべき姿というのを今からやっぱり町と生産者とそしてJA、こういった方々の力を合わせてつくっていくということが最も肝要であろうかと思っておりますので、皆さん方が力をつけるようなそういうものを農業政策をやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今後ともご支援のほどよろしくお願ひをいたしまして、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで山口憲一郎議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時38分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、岡田義晴議員の①町立義務教育学校の設立について、②部活動の地域移行について、③自治会活動の現状と重要性についての質問を同時に許します。

4番、岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

皆さまこんにちは。午後の1人目、岡田でございます。今回は大枠3つの質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。まず1番目、町立義務教育学校の設立について。本町は来年2026年4月に町立高田小学校と高田中学校を統合し、両校の校舎を利用した施設分離型の町立義務教育学校を設立の予定であります。小中一貫した9年間の教育課程により、教育の質の向上を目指すものとしております。名称は高田義務教育学校（仮称）として、2つの校舎で1人の校長の下に1つの教職員組織で運営をし、小中教員の融合による質の高い教育の実現を目指す他、小中が切れ目なくつながることで、いわゆる中1ギャップによる不登校の解消にも期待が集まるものと見ております。町教育委員会は、昨年5月に全ての子どもたちの可能性を引き出す環境づくりとして、義務教育学校設置の是非を「町あたらしい学校づくり検討委員会」に諮問をし、昨年11月に出た答申を基に町教育委員会は町立義務教育学校の設立方針を出しております。長与町教育大綱にもうたわれている学校教育の充実に大いに寄与するものと、今回の義務教育学校の設立を町民、保護者共々期待をもって見守っていきたいと思います。そこで、この義務教育学校の設立について以下の質問をいたします。（1）この義務教育学校の設立に至った経緯を改めて伺います。（2）小中一貫教育を通じてどのように義務教育の質の向上が図られるのかを伺います。（3）現行の制度での小中の接続には、どのような課題があるのかを伺います。（4）小中一貫教育が求められる社会的背景は何かを伺います。（5）小中一貫教育で想定されるメリットは何かを伺います。

2つ目の質問でございます。部活動の地域移行についてでございます。本町は、現在全国的に進められている部活動の地域移行を令和3年に県内自治体で唯一国から地域部活動推進事業を受託をし、国の目標に先駆けて令和5年度から土日の運動活動は地域へ移行完了いたしました。令和5年1月にはスポーツ庁の室伏広治長官が本町を訪れて、講演会を開催し、本町の部活動の地域移行の取り組みに対して、室伏長官から全国に誇れるモデルだとして大変高い評価を頂きました。スポーツ庁が開催してきた運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言では、令和5年度から段階的に地域移行が始まり、令和7年度までに完了する目標を掲げています。また、この3年間を改革集中期間と位置付け、スピード感を持って改革を推進していくとしております。本町は他の自治体より先駆けて部活動の地域移行に取り組んだ先行自治体として、町内外からの問い合わせや視察の申し込みが多数あると聞くが、その辺りも含めて、これまでの取り組みについて以下の質問をいたします。（1）これまでの取り組みの進捗状況を伺います。（2）これまでの取り組みの主な成果を伺います。（3）これまでの取り組みから見えてきた課題を伺います。（4）これまでの町外からの問い合わせや視察の実績を伺います。（5）これまでの取り組みの進捗状況を見据えた上での令和8年度からの取り組みを伺います。

3つ目の質問でございます。自治会活動の現状と重要性についてでございます。今日

の社会は少子高齢化の進行や地域住民のライフスタイルの多様性などによって、地域における人と人とのつながりが年々弱まってきている傾向が見られます。このような傾向は、本町においても各地域の自治会加入者の高齢化や役員のなり手不足、そして自治会加入率の減少などという大きな問題として表れてきています。そして、これらのことは地域コミュニティの活力低下や地域を支える人材不足をより深刻化させているように思えてなりません。そこでこのような自治会活動の現状について、以下の質問をいたします。（1）令和6年10月現在の自治会加入率について伺います。（2）自治会加入率の過去5年間の推移について伺います。（3）自治会別の加入率の特徴をどのように考えておられるか伺います。（4）これまでの少子化の進行や地域住民のライフスタイルの多様化による自治会活動の変化は見られたか伺います。（5）からの自治会活動の重要性とは何かを伺います。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは午後1番目の岡田議員の質問にお答えをいたします。なお1番目、2番目のご質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは3番目のご質問についてお答えをさせていただきます。まず、自治会活動の現状と重要性について、令和6年10月の自治会加入率についてのお尋ねでございますけども、令和6年10月の自治会加入率につきましては61.8%となっております。続きまして、2点目の自治会加入率の過去5年間の推移についてということでございます。過去5年間の自治会加入率の推移といたしましては、令和2年4月1日現在で67%、令和6年4月1日現在で62.5%となっており、近年の推移につきましては年々減少傾向にあるのが実情でございます。3点目の自治会加入の加入率の特徴についてのお尋ねでございます。自治会別の加入率の特徴につきましては、自治会ごとに大きく加入率に差異があり、住宅地は加入率が高いなどの傾向はありますが、地区によっても加入率に違いがあることから、地域性やこれまでの取り組み、現在の活動状況によるところが大きいものと認識をしているところでございます。4点目でございます、時代の変化に伴う自治会活動の変化についてのご質問でございます。それぞれの自治会活動におきまして、環境整備や防犯、また人とのつながりをつくる場づくりなど、それぞれの地域における自治という面では、自治会活動そのものは大きく変わっていないものと考えております。しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの多様化により、それぞれの自治会におきまして、役員負担の軽減や運営の効率化を行うなど、時代の変化に合わせて運営方法が変化しているものと認識しております。また、自治会の活動につきましても、地域の実情に応じて事業の縮小を行うなど、活動内容につきましても変化をされているものと感じているところでございます。5点目でございます、からの自治会活動の重要性についてでございます。自治会活動の重要性につきましては、現在も環境整備や防

犯、防災、また地域の人々がつながる場づくりなど、本町の自治を進めていく上で自治会活動は大変重要な活動であると捉えております。また、少子高齢化や激甚化する自然災害等の現状を踏まえますと、自治会に期待される役割は大きくなっているものと感じております。自治会はこれまでにおきましても、町と対等なパートナーとして住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境をつくるために共に協力し合いながら、さまざまな取り組みを進めてまいりました。しかしながら、全国的な傾向といたしまして高齢化の進展に伴い、役員の高齢化が進み、担い手の確保が難しくなってきている状況でございます。またライフスタイルの多様化によりまして、自治会への関心が低下してきているとも言われております。本町の自治会につきましても同様の傾向が見受けられると感じておりますと、自治会長の皆さまとの意見交換などを通じて、自治会の負担軽減や活動の活性化に向けた取り組みを共に進めてきたところでございます。今後につきましても、住みたい、住み続けたい、住んでよかったですと思われる幸福度日本一の町を目指して取り組んでいくパートナーとして、町として最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、町立義務教育学校の設立についての1点目、義務教育学校の設立に至った経緯についてのご質問についてお答えいたします。本町における義務教育学校の設立の経緯は、平成28年の学校教育法の一部を改正する法律に端を発します。これにより小中一貫教育が制度化され、従来の小学校・中学校に加えて、修業年限が9年の義務教育学校や、小中一貫型小学校・中学校といった義務教育における新しい形の学校の設立が可能となりました。これを受けて、長与町教育委員会では平成30年度から他の自治体の義務教育学校の視察等を通して、義務教育学校のメリットやデメリット、本町における義務教育学校の設立の可能性について研究を重ねてまいりました。また昨年3月の令和6年第1回町議会定例会におきまして、教育委員会の附属機関として「長与町あたらしい学校づくり検討委員会」の設置をご承認いただき、その後、学識経験者、地域代表者、保護者代表、学校関係者、計10名の委員の皆さんに、長与町ならびに高田地区における義務教育学校の設立について、さまざまな角度から検討を重ねていただきました。そして昨年11月に検討委員会から頂戴した答申を基に、高田小学校と高田中学校を統合し、令和8年4月に（仮称）高田義務教育学校を設立するという長与町立義務教育学校設置方針を策定した次第でございます。2点目、小中一貫教育を通じてどのように義務教育の質の向上が図られるのかについてのお答えをいたします。義務教育学校をはじめとする小中一貫教育では、義務教育9年間の系統性や連続性に配慮した教育課程を作成して指導することが可能となり、児童生徒の学習の理解度の向上が期待できます。その他にも教科内や教科間の学習内容の関連性を意識して指導順序や指導内容を入れ替

える、児童生徒がつまずきやすい学習内容は後の学年でも繰り返し指導するなどの指導の工夫が可能であり、教育効果が高まることが期待されます。また、小中学校の教員によるいわゆる小学校に当たる前期課程や中学校に当たる後期課程の相互乗り入れが可能となり、小学校高学年においても専門性の高い教科担任制を行うことができます。多様な教職員が指導に当たることにより、児童生徒の興味、関心や個性の伸長が図られると考えます。さらに、9年間継続して児童生徒に対する指導が行われるため、教員間で児童生徒の情報が共有しやすくなり、児童生徒の個性に応じたきめ細やかで丁寧な生徒指導や特別支援教育、インクルーシブ教育が可能になると考えます。3点目、現行の制度での小中の接続にはどのような課題があるのかというご質問についてお答えいたします。小中学校の接続の課題といたしまして、学習面で見ますと、小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制という授業形態の違いがございます。また、家庭学習の量や質にも違いがございます。生活面で見ますと、中学校におきましては、小学校よりも決まり事が多い生徒心得等に基づいた指導の方法の違いがあります。さらに、引き継ぎが十分とは言えない状況により、子どもたちの小学校時点における学習面や生活面での諸課題が中学校と十分共有されないことが発生することも課題として挙げられます。4点目、小中一貫教育が求められる社会的背景についてのご質問についてお答えいたします。小中一貫教育が制度化された頃は、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる中1ギャップと呼ばれる現象が多数発生していたことへの効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになった社会的背景がございます。また、現在の6・3制が開始された昭和20年代の子どもたちと現在の子どもたちの身体的発達や精神的発達を比較いたしますと、発達が2年ほど早期化している点も社会的背景の1つでございます。さらに、これから予測困難な社会をたくましく生き抜くために必要な資質能力を子どもたちに身に付けさせ、義務教育9年間を通じて自立を促すという令和の日本型教育の構築が求められていることも社会的背景の1つでございます。5点目、小中一貫教育で想定されるメリットについてのご質問についてお答えいたします。小中一貫教育で想定されるメリットにつきましては、2点目のご質問でお答えいたしました義務教育の質の向上が最大のメリットでございますが、それ以外にも2つのメリットが考えられます。1つは、小中一貫教育、義務教育学校という1つの学校の中で、小中学校教員の専門性や指導技術等が融合されることにより、いわば化学変化のような教員個々の指導力向上が期待されます。もう1つは、児童生徒の9年間を継続して見守り、集い、子育てを共にする保護者同士、保護者と地域住民といった大人のつながりが、小中一貫教育、義務教育学校における9年間を通じて深まり、地域の安心安全や活性化につながるものと考えます。

続きまして、2番目、部活動の地域移行についての1点目、これまでの取り組みの進捗状況についてお答えいたします。部活動の地域移行につきましては、令和2年度に国からの休日の部活動地域移行が示された後、長崎県教育委員会から部活動地域移行の実

践研究委託の強い依頼を受けたことをきっかけに、長与町教育委員会として地域移行への意思決定を行い、関係機関との協議を開始いたしました。令和3年度には、第1回長与町地域部活動推進検討委員会を開催するとともに、長与中学校卓球部での委託研究に始まり、その後それ以外の運動部活動において順次移行を行い、令和5年4月からは長与町内3中学校における全ての休日の運動部活動を地域スポーツ活動へと移行したものでございます。2点目、これまでの取り組みの主な成果についてのご質問についてお答えいたします。休日の地域スポーツ活動につきましては、現在町内3中学校参加のもと12種目21活動を行っており、全生徒の約43%、運動部活動参加生徒の71%の参加率となっております。生徒、保護者からは「専門的な指導が受けられる」「練習メニューが増えた」「友達が増えた」「できることが増えた」「スポーツの楽しさが分かってきた」などの意見を頂いております。指導者からは「指導の質も高まる」「継続して指導できる」「多様な経験の確保ができる」などの声を頂いております。実態調査の結果として、この地域スポーツ活動に参加している生徒、保護者、指導者の約9割の方々から一定の理解を得られております。3点目、これまでの取り組みから見えてきた課題についてのご質問にお答えいたします。立ち上げから現在までの課題といいたしましては、大きく分けて、受け皿基盤強化、財源確保、人材確保、意識改革の4つがあると考えております。1点目の受け皿基盤強化では、安全で安心できる受け皿となり得る団体の基盤強化であります。当初から事務局等の運営体制の整備を行い、効率的運用を進め、自立して持続可能な運営ができる組織体制になることを目指しております。2点目の財源確保の課題につきましては、スポーツを実施することは子どもの成長や健康増進等に資する大変価値ある活動と考えており、価値を提供する指導者に対する謝金等の必要経費には、会費をはじめ国費等の各種補助金等の活用を進め、安定的な財源確保の検討を進めてまいりたいと考えております。3点目に人材確保の課題につきましては、従来から部活動に携わっていただいている方々のご理解を得て、継続的な指導が可能になったと考えております。今後も指導者の掘り起こしを行い、量的、質的な確保を推進してまいります。4点目の意識改革の課題につきましては、関係者へは一定の理解が進んでいるものと考えております。しかしながら、中学生の地域スポーツ活動に直接、間接的に関わる方のみならず、町内外のさまざまなスポーツ関係者の皆さま方に、さらなるご理解とご協力を頂くことは今後の課題の一つと考えております。4点目、町外からの問い合わせや視察の実績についてのご質問にお答えいたします。視察等につきましては、全国の自治体や議会関係者、スポーツ協会やスポーツクラブなどの任意団体等さまざまな関係者から問い合わせや視察がなっております。実績数といいたしましては、令和4年、5年度に32件、令和6年度は現在まで31件の実績がございます。5点目、令和8年度からの取り組みについてのご質問にお答えいたします。スポーツ庁、文化庁では「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間取りまとめの中で、地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつ

つ、マルチスポーツやスポーツと芸術文化の融合など、多種多様な経験、垣根を越えた仲間や地域との交流、良質で一貫的な指導と引退のない継続的な活動など、新たな価値を生み出すことが重要であると考えております。名称も地域に開き地域全体で支えていくとともに新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく「地域展開」と名称変更されました。期間につきましては、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間の後、令和8年度から令和10年度までが改革実行期間の前期、令和11年度から令和13年度までが改革実行期間の後期とし、各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進するものとされております。本町におきましてもこの取りまとめを踏まえ、地域展開をより良いものにするために、国、県、スポーツクラブ、各種スポーツ団体のみならず、幅広い関係者と連携、協働しながら、平日の活動を検討するとともに、この活動への自走へ向け、地域一体となって取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問をお願いいたします。まずですね、義務教育学校についてですが、9年間の教育課程の区分の在り方について教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校の学年区分につきましては、他の自治体の義務教育学校を見てもさまざまです。前期課程と後期課程で区分する6・3制もあれば、5・4制や4・5制、3区分の4・3・2制などがあり、新しい学校づくり検討会においてもこの学年区分については話題となりました。過去に文部科学省の管理職員としてのご勤務、さらには小中一貫校の中学校長としての経験のある委員からは、どんな区分にするかはさほど重要ではなく、9年間を1つの教育課程にひとまとめり、大きくくくることが重要で、それが子どもたちの自立につながるというご示唆を頂きました。本町の義務教育学校におきましては、9年を一貫とし、学年区分については柔軟性を持たせたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この義務教育学校9年制ですけども、転校生、要するに外から入ってくる子どもたち、そこから転校する子どもたちですね、これに関しては6・3制の従来の学校と9カ年のその、これに関して配慮というかそういうところはどんなふうになってますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校の教育課程は9年間を一貫とするものではございますが、各学年の学習内容につきましては小学校中学校と同様に学習指導要領に準拠しておりますので、それぞれ小学校中学校の学習内容と各学年の学習内容が対応しております。従いまして、年度途中も含めて、いずれの学年におきましても、転出転入について支障はございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先月、義務教育学校の説明会ということで、こういう資料を頂きまして、17日と20日と22日の3日間、で私17日をちょっと拝見させていただきまして、保護者の中からこの9カ年の学校の中では、従来の学校行事が何かなくなるとかそういう不安の声が少しあったんですけども。確認ですけども、例えば体育祭はどうなるかとか文化祭とか、要するに修学旅行というふうな話ありましたが、再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

体育祭や文化祭といった学校行事は学校の教育課程の1つでございますので、その立案、編成の主体は学校にあります。教育委員会が学校に対してあれこれ注文を付けるものではございませんが、例えば体育祭につきましては1年生から9年生までの全校の子どもたちが集い、またそこに保護者の皆さま方はもとより高田地区の多くの住民の皆さま方に集っていただき、そこにいる全ての人の笑顔が輝くような体育祭、運動会等が創意工夫されるものと期待しております。また、修学旅行につきましては、保護者負担の軽減を考慮した上で他の小中学校と同様に前期課程に1回、後期課程に1回の修学旅行は妥当ではないかと考えております。これも学校の教育課程の1つでございますので、その立案・編成につきましては学校にございます。教育委員会が注文を付けるところではないと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

いわゆる説明会の中でもう1つですね、この義務教育学校は9年間でもちろん入学式は1回で卒業式が1回なんんですけども、やっぱり保護者、ほとんどの方は大体ご理解がありましたがあつた一定少し疑問を持ってる方で、例えばいわゆる小学6年生の時は卒業式ありますよね。中学校1年の時は入学式があると。それがすっとこう行くということにおいての、何かこうこだわりというんでしようか。そうすると、どういうんでしようか

ね、その9年間の中で例えばその6年生のところに卒業式に当たるけじめ、節目の、例えば行事とか、中1の入学式に当たる時のいわゆる従来の入学式に当たるようなそういう行事というか、集会とかそういうものっていうのは考えられるかなということをお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校という1つの学校になりますので、議員もお示しいただきましたが、入学式、卒業式につきましては、それぞれ1回ずつと想定しております。ただし、高田義務教育学校につきましては施設分離型でスタートいたしますので、校舎を移る際であるとか、前期課程の修了の際などに節目節目を子どもたちに味あわせる、感じとらせる教育活動は重要であると考えておるところでございます。特に設立当初の過渡期の子どもたちへの一定配慮は必要と考えております。また、このことにつきましても、修学旅行その他の学校行事と同様に、この立案につきましては学校が主体となりますので、学校の決定を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この義務教育学校は、去年まで幼稚園だった子が1年生で、もう来年は高校生というお兄ちゃんがいるとそういうふうな9年間の中で、例えば制服着用の開始の時期であるとか通学の方法なんかで、そのような適切な段差というんでしょうか、そういうものをご配慮はあるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

制服の着用につきましては、現在のところこれまでと同様に中学1年生に対応する7年生からと考えております。高田中学校へ学びの場を変更する6年生または5、6年生につきましては、小学校と同様に私服を考えております。また通学路等につきましての安全対策はこれまでと同様に、安全が担保できるような働きかけをしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私もこの（仮称）高田義務教育学校には熱い期待をしております。お尋ねですけども、恐らく来年4月開校ということで、校名と、あるいは校章、それから校歌ですね、こういうもののご準備ってのはもう大体されてるのかなということでお尋ねをします。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田義務教育学校の学校づくりは教職員、保護者、地域住民、そして子どもたちを交えた4者の協働で行っていくことを設置方針にも掲げております。そこでご質問にありました校名、校歌、校章等につきましても、この4社の協働で決定していく形を考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではこの義務教育学校の制度化に伴う教員免許制度ですね。やっぱり小学生、中学生にまたがって小学校の先生、中学校先生がそれぞれ学び直しとかいろんなもので手を、察してくださる非常にありがたい制度ですが、教員免許についてはどんなお考えをお持ちですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

義務教育学校におきましては、小学校の免許、中学校の免許、どちらも所有しておく方が望ましいとされておりますが、当面の間はどちらかの免許で十分可能であるというように制度化しております。また、現在考えております中学校教員の小学校5年生、6年生、教科担任制を一部導入する5・6年生に入ることは中学校免許でも可能ですし、中学校1年生に当たる7年生の学習に小学校教員が学習支援者として入る形は、小学校免許でも可能となっておりますので、現状支障はございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

この説明会の折にもいろんな話が出たんですけども、一定ですね保護者、地域の方々は大体ご理解を頂く中で、やっぱり少しやっぱり疑問を持ってる方が、例えばこの説明会、来年4月開校で今の時期はちょっと遅いんじゃないとかですね、従来のままでは駄目かというようなそういうふうないろんなさまざまな意見があったんですが、やはり十分周知をされながらやはり100%というなかなか周知っていうのはなかなか難しいんですが、この導入や推進に当たって、地域とともににある学校づくりというのはやっぱり標榜されてる中で、どういったことをこれからできるのかなっていうことで、ちょっとお考えがあつたら教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

高田義務教育学校の設立に当たりまして、高田コミュニティへの説明に始まって、住民説明会を3回開催させていただきました。まだまだ疑問点等がたくさんございましたのでその疑問点等につきましては、反映させていきたいと思っておるところでございます。また、保護者を対象にした説明会、学校で行う形になりますが、保護者説明会は適宜行って、理解を得ていきたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではですね、この9カ年の義務教育学校ですけども、人事異動というのがありますよね、先生方には。そうすると、やっぱり3・4年で先生方やはりこの6・3制の学校も9カ年のこれもやっぱり同じようなスパンというか、それで人事異動はされますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教職員の人事異動につきましては県教委の方が人事権を持っておりますので、長く居てくださいと町が言っても、それはかなわないところです。3年から6年の間での人事異動となるとは思いますが、この高田義務教育学校の理念等々については引き継いでいけるように、学校づくりの中で理念を共有し、引き継いでいけるようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

よく分かるところですが、やっぱり同じ先生が9年間自分の子を見てくれるということで保護者としたらこの義務教育の良さというのが、やはりずっと引き続き目なく見ていただくという点では、同じ先生がもうちょっといてくれればなというふうな思いがあったものですから聞きました。じゃ次、最後ですが、この義務教育学校をつくるに当たっては学校設置条例を変えなくちゃいけないということですので、今後どのようなスケジュールで、議会にも諮らなければいけないと思いますが、その辺りのスケジュールはどうなってるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

長与町立学校設置条例につきましては現在、第1条におきまして、小学校と中学校という2つの学校種の設置が規定されておりますので、義務教育学校を設置する上で、本

条例の一部改正は必要だと考えておるところでございます。また、この条例には第2条以降に学校の名称および位置が規定されておりますので、現在高田義務教育学校はまだ仮称でございますので、先ほどもありましたように、校名について子どもたち、保護者、地域住民、教職員の4者の知恵を結集して決定する必要があります。それを受け、条例の改正の手続きを踏むことになりますので、本年の9月議会、または遅くとも12月議会までに長与町立学校設置条例の一部改正に係るご審議をお願いしたいと考えておるところです。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは、部活動の地域移行について3つ目の課題ということで4点お示しいただきましたが、1つ目、受け皿基盤強化というのは、最終的にはこの受け皿である団体が独立採算というのを目指すということで理解してよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

はい、その点につきましては議員がおっしゃるとおり、最終目標は自立てございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

2点目の財源確保ですが、各種補助金をということではありますが、それがうまく立ち行かなくなったりした場合、会費を上げるとかそういうふうな対応で持続可能なことをしていくのかなということですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

外部からのお金、補助金等ですね、こういったものがあることに越したことではないですが、基本的には自主財源等を利用してやっていこうという考え方であります。ただし、そこには国とか県とかそういう形での何らかの手助けというのは一定必要と考えております。ただ、その分について未来のことですので、なかなかこの財源を使うとかですね、こういった部分は明確に言うことはできないんですけど、基本的には自立を目指すということとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

3点目の人材確保、非常に重要なことだと思いますけど、掘り起こしをという今文言

がありましたけども、どなたでもというわけにいかないでしようから、その外部指導者の適正というんでしょうか、それにかけては研修であるとか、いろんな資格取得っていうのをやっぱりしていただかなきやいけないんじゃないんじゃないかということですが、その辺りはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

外部指導者への研修とか指導者の資格の点でちょっとお答えしたいと思います。町の教育委員会といたしましては、教育委員会主催の指導者研修会、そして種目別の実技研修会、こういったのを行っております。そして委託先の長与スポーツクラブですね、こちらでも指導者の研修会、そしてハラスマント防止、熱中症防止に係るJスポ、日本スポーツ協会ですね、こちらが作成している動画の視聴とかお勉強をしていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

資格に対する答弁があつてないようですので、再度お願ひいたします。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

資格取得につきましては、やはり先々のことも考えまして、少しでも資格取得を促している状況です。令和8年度からは、資格がないと基本的にはN S C、長与スポーツクラブでの指導者としては採用をしないという形で今進んでおります。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

意識改革はもう私たち町民全体の問題ですからあえて問いません。次、4番目の問い合わせや視察の実績でございますけれども、私びっくりしました、多くのやっぱり自治体からの問い合わせ、視察っていうので、非常に先行自治体としては私も誇らしく思っております。で、一つ質問ですけども、この各自治体からですね、さまざま質問が出たと思いますけども、どういったものが多かったか分かる範囲で教えていただければ。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

質問といたしましては、やはりどうやって取り組んだかという部分が一番多かったと思います。長与町におきましては、どうしても教育長の指導の下ですね、一気に前に進んだという部分があります。やはりその人材的な面っていうのがどういった形で見つけたか、掘り起こしたかみたいな部分とかと、本当もう視察につきましてですねもう全てござります。視察元の団体ですね、こちらの意識レベルにつきましてでもさまざまなレベルがありまして、ゼロから聞いてくれる所もあれば、一定進んでもう一つ先に進みた

いというような団体もあります。そういった所から来る場合もありますので、すいません、具体的な質問と言われましてもなかなか言いづらいんですけど、本当もうさまざまな質問、逆にこちらが勉強になるようなこともあろうかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

その勉強になるということで、例えばその中から見えてきたこととか気付きというのが何か特にあればご披露いただければと思いますが。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

すいません、今手元にこういったものがあるという分は持ち合わせておりませんが、気付きというのはやはりどうしても他の自治体で苦労してるという部分を先行してこちらの方でやり上げたということは、やはり向こうの気持ちが分かるということで、それをまたこちらに次にもう一つ先に進めるような、生かすことになるという部分では、気づいた点ではあろうかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは5番目の令和8年度からの取り組みについてなんですけども、先ほど答弁で令和5年から7年改革推進期間ということでしたね、令和8年から10年は改革実行期間の前期ということで、推進から実行という言葉に変わっていると。で、やっぱり先駆けて我が町は先行自治体として手本となるようなさまざまな取り組みをしていると。令和8年度からということであれば、先行自治体としたらやはり手本となるような、例えば具体的にもし取り組み、8年度からこういうのをやるとか、継続するとかいうのがあればお示しいただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

教育長。

○教育長（金崎良一君）

今、国の方で令和13年以降のこの姿といたしまして、平日も含めてどう地域展開するかというふうなことが課題となっております。本町につきましても平日に実施をするというのはかなりハードルが高うございますので、その検討をどうするかということが令和8年度以降になるかなという、実施というよりも検討ということで令和8年度以降は考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは3つ目の自治会活動の現状と重要性ということでお尋ねをいたします。令和6年度のとうけいながよの資料によると、自治会別の高齢化率の平均、これは令和5年度末現在29.2%。高齢化率が最も高い自治体は52.4%ということです。これからすると、一応スパンとして10年と考えた時、10年後の自治会別の高齢化率の平均値は、いろいろ入れ替わりがあるから正しい数字は出ないと思いますけども、大体どれくらいのパーセントになるのかってことでお示しいただけたら。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

長与町の人口ビジョンを参考にいたしますと、今後10年間でおおむね3.6%程度、高齢化の方が進んでいくものと見込まれております。10年後、高齢化率50%を超える自治会がどれくらいあるのかを推計するためには、自治会ごとの年齢別人口を見る必要がございますので、ちょっとすぐ出すのは難しいですけれども、現状40%を超えている自治会が9自治会ございますので、それぞれ自治会については超える可能性があるのかなど、50%を超える可能性があるかなと思ってます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

本町に限らずこの高齢化率の上昇はやはり非常に問題だと思いますけども、致し方ないところだと思います。そして（3）の自治会別の加入率の特徴ということで、住宅地は加入率が非常に高いということでありました。もし分かれば、マンション、アパートなどの集合住宅における加入率というのが分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

マンションとかアパートの個別の自治会の加入率については今持ち合わせておりませんけれども、マンションによっては全世帯加入をするようにという決め事をしてあるマンションもございますので、アパートの方はなかなか出入りもありますので管理の方難しい状況かと思いますけども、それぞれ自治会の方で取り組んでいただいている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは自治会を存続させていくってのは非常に必要なことだと思っております。この加入促進が必要と考えるわけですが、これまでの加入促進の活動と状況を教えていた

だければ。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

自治会加入促進の取り組みといたしましては、ライフスタイルの多様化によりまして自治会の関心が薄まっているというふうに感じておりますので、まずは自治会に関する活動についての理解を醸成をしてまいりたいというふうに考えております。その結果ですね、加入促進につなげられればと考えております。現在自治会に関する動画の方を作成しており、YouTubeで配信を行っております。また1月には加入促進月間といたしまして、YouTube広告によります情報発信を行いました。また来週から庁舎内の1階ロビーの方で放映をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。そうすると町全体で必要な支援というのがあると思うんですね。また、一方では地域ごとの特性に合わせた支援というのも必要であるのかなと思いますが、その辺りはどのようにお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

各地域ごとの支援でございますけれども、それぞれの自治会におきまして、自治会長の方にさまざまな相談があるかというふうに把握しております。その中で、やはり自治会の中で解決が難しい個別の方につきましては、私どもも共に相談に応じながら対応の方を行っておりますので、一緒に考えながら共に支援をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今度地域安全課から自治会の負担軽減とか活動の活性化に向けたハンドブックというのが出来上がりつつあるというふうなことを聞いたんですが、この内容というのはどういうものでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

昨年実施をいたしました自治会長研修におきまして、視察先の自治体の方で実施をされておりましたので、大変いい取り組みだというふうに感じましたので作成を現在進め

ております。内容につきましては、新しく就任された自治会長やもしくは長年活躍されてる自治会長においても、誰にも活用できますように幅広い内容のものを考えておりまして、自治会運営や自治会への加入促進、自治会活動事例集、自治会長の仕事、町の業務内容や支援制度、お問い合わせが多い内容などにつきまして、多岐にわたっておりますが、事例やアドバイスなどを入れながら分かりやすいものになるように作成を行っておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

非常に良さそうなハンドブックですが、それいつ頃配布の予定ですか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

4月の自治会長総会の方で配布をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今後ですね、自治会活動に期待するものっていうのは何だろうかなということでちょっとお尋ねしますが、よろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

今後自治会の方に期待をすることは多岐にわたりますけれども、高齢化による見守りであったりとか、災害時の共助など、自治会の活動に期待される役割というのは大変大きくなってきてるものというふうに感じております。町長答弁で申し上げましたけれども、自治会の活動は住みやすい町づくりにつながるものでありますので、幸福度日本一の町を目指して取り組んでいくパートナーとして町として最大限の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。ありがとうございます。これで終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時04分～14時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、八木亮三議員の①新図書館等複合施設の運営について、②議員による職員へのハラスメントについての質問を同時に許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。大きな1番、新図書館等複合施設の運営について。現状では計画どおりの令和9年度の開館が見込める新図書館等複合施設ですが、利用者にご不便をかけないスムーズで混乱のない開館および運営のためには、事前の入念な準備が必要と考えますので、これに関連し以下質問いたします。（1）公共施設の管理を民間の企業団体に委託する指定管理者制度というものがありますが、図書館には全ての国民の教育の機会、知る権利を保障するという設置目的があり、法律上も無料が原則であり、使用料などの収入が発生する他の公共施設とは施設の性格が明確に異なつております、利益を必要とする民間の参入はなじみません。指定管理者制度は適用せず、直営を継続すべきだと考えます。本町は、新図書館の運営方法、方針について現在も検討中だと思いますが、検討状況、方向性はどのようにになっているでしょうか。（2）カフェについても、場所や施設の性格から考えて民間事業者が利益を上げられるとは考えにくく、カフェ事業者に配慮して自動販売機は置かない、飲食物の持込みはできないなどとなると、かえって利用者の利便性は下がります。カフェがある図書館といえば聞こえはいいですが、カフェの設置ありきではなく、事業者選定の基準やメリット、デメリット、何よりもそもそもの必要性を慎重に考えるべきだと思いますが、現状どのようなお考えでしょうか。（3）長与町新図書館等複合施設整備基本計画の中に、ICタグとセキュリティゲートで自動貸し出しや蔵書管理を行うとの旨が明記されていますが、同様の設備を導入している福岡県苅田町図書館、蔵書30万冊ですが、こちらに確認したところ導入に約5,400万円、維持費に年間約400万円がかかるとのことでした。ICタグは取り付けだけでも1冊100円ほどとかなりのコストのようですが、他に可能な限りコストを抑える蔵書管理の方法は考えられないでしょうか。（4）新図書館には防犯カメラを設置する方向と聞いていますが、設置の場所、台数の決定においては、盗難だけでなく、本のページが破られるような事件や、子どもトイレでの性被害の防止などの観点も必要と考えますが、どのような方針でしょうか。

大きな2番、議員による職員へのハラスメントについて。本町議会は現在、議員によるハラスメントを防止する条例の制定に向けて協議、検討をしております。議員や首長による行政職へのハラスメントが全国で起こり問題視されており、これを防止するための条例の必要性は理解するところですが、権利義務を課す条例というものの重大さに鑑み、立法事実、すなわち本町での実例の有無も条例の根拠の一つとして重要であると考えます。また、条例の有無にかかわらず、議員によるハラスメントは当然あってはなら

ないものです。以上のことから、本町の現状を確認したく、以下質問いたします。（1）町として、議員によるどのような行為を職員へのハラスメントだと考えますでしょうか。

（2）本町議会議員による町職員および町三役へ、（1）で町がハラスメントと考えるような行為は過去にあったでしょうか。（3）東京都東村山市議会の令和3年9月定例会本会議において、市議の1人から「一部議員は質疑や質問の原稿を市職員に作成してもらっている」との旨の発言があり、波紋を呼びました。また、令和5年9月には千葉県袖ヶ浦市議会で議案への賛否討論の原稿を執行部が参考資料という名目で議員に渡す慣例があったことを認めた上で、この慣例を廃止するとしました。議員が職員にそのような一般質問や討論の原稿の作成を依頼することは、職務外の仕事を要求するものであり、立場を利用したハラスメントとも考えられます。本町でこれまでに職員が議員の一般質問や質疑、討論の原稿を作成した事実はあるでしょうか。もしもあるという場合、職員が議員の原稿を作成する理由とその是非を町としてどう考えるでしょうか。（4）町議は行政を監視し、是正が必要と思われることを指摘、追及したり、提言、要望などを行うことで、町民の利益を守るのが責務であり、（3）のような原稿の作成を職員に依頼することは自らの職責と相反するもので、本町議員がそのようなことを行うとは考えられませんが、もしも今後議員から（3）のような原稿作成の要求があった場合は、職員側が当然に拒否すべきと考えますが、庁舎内でそのような認識、意識は共有されているでしょうか。以上答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員の新図書館等複合施設の運営についてということで、なお1番目1点目と3点目のご質問につきましては所管をしております教育委員会の方から回答をいたします。私の方からはその他の質問についてお答えをいたします。まず1番目2点目のカフェの必要性についてのお尋ねでございます。カフェにつきましては、アンケートやワークショップにおいて多くの町民の皆さま方から設置を希望するご意見を頂いているところでございます。また長与町新図書館等複合施設整備基本計画におきましても、憩いの場や多世代間の交流の促進につながる場としてカフェや飲食スペースの整備を行うこととしておりまして、ご要望の多かったカフェの設置、これにつきましては前向きに検討を進めているところでございます。従いまして、カフェ事業の実施につきましては、その活用方針や実用性の有無、施設整備や事業者募集において配慮すべき事項等、調査、検討を行っていくこととしておるところでございます。今後、施設の開館日、開館時間等の協議を踏まえまして、サウンディング型市場調査を実施をいたしまして、事業者への聞き取りを参考に、事業者の募集に関する仕様の作成を行う予定でございます。続きまして4点目、防犯カメラの設置についてのご質問でございます。この防犯カメラにつきましては、複合施設のセキュリティ対策の一環といたしまして、設置する方向で

準備を行っておるところであります。盜難防止や死角になりやすい場所での犯罪抑止の観点から、導入は効果的であると考えております。同時に、利用者のプライバシーを害さないような配慮も重要な観点であると考えております。具体的な整備方法につきましては、現在適切な設置場所や必要台数、機器類の仕様につきまして検討をしているところでございます。この複合施設が、憩いや安らぎの空間であるとともに、安心して利用できるものとなるよう必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番、議員による職員へのハラスメントについてのご質問でございまして、1点目、議員によるどのような行為をハラスメントと考えるかというお尋ねでございました。一般論となりますけれども、高圧的な態度や威圧的な言動によって心理的に圧力をかけたり、業務の範囲を超えた個人的な要求や便宜を図るよう求めること、また差別的な発言や誹謗中傷、性的な言動などが主なものではないかと考えております。2点目でございます。本町議会議員による職員および三役へのハラスメントについてのご質問でございました。これまでのところ、本町におきまして本町議会議員による職員および三役へのハラスメントが報告された事例は確認はしておりません。3点目でございます。職員が一般質問や質疑、討論の原稿を作成した事実はあるか。ある場合は、原稿を作成する理由とその是非についてのご質問でございました。これまで、職員が一般質問等を作成したという報告は受けておりません。一般質問等につきましては、議員ご自身の意見や考えを反映させる非常に重要な部分でありまして、それぞれで対応されているものと理解をしておるところでございます。4点目、議員から原稿作成の要求があった場合、拒否すべきと考えるが、そのような認識、意識は共有されているのかというお尋ねでございます。職員が議員からの要請で一般質問等の原稿を作成することにつきましては、慎重な対応が求められるものと考えております。議会における議員の皆さまは、選挙によって選ばれた代表者として町民の声を代弁し、自らの意見や考えを基に政策や施策について議論を交わしております。このことを踏まえますと、町職員が議員の一般質問等の原稿を作成することは避けるべきであり、その認識につきましては職員間で共有されているものと考えております。今後につきましても、この意識を持ち続け適切な行政運営を行っていくことが重要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、新図書館等複合施設の運営についての1点目、新図書館の運営方法、方針の検討状況についてのご質問についてお答えいたします。新図書館の運営につきましては、施設の規模や来館者の移動動線と職員の管理動線、蔵書数、貸出システム等、諸条件を勘案した上で、現在勤務しております図書館職員の経験知見を活用すべく、今までどおり長与町公共施設等管理公社への業務委託、もしくは直営で管理していくことを想定し

ております。3点目、新図書館における蔵書管理の方法についてのご質問についてお答えいたします。現在、長与町図書館における蔵書管理につきましては、館内固有の識別番号を付与し、主にその本の書誌情報や貸し借り情報、所在情報を図書館システムのデータベースに登録し、識別番号とひも付ける固有のバーコードによる1冊ずつの管理を行っております。新図書館におきましては蔵書管理の固有バーコードは残りますが、貸し出し等や蔵書整理のためのICタグによる方法と、AI技術を利用した方法との2種類の方法を比較検討しております。前者の場合は、導入費用および維持費用が現行より増額になると考えますが、貸し出しや点検での蔵書判別を早く処理することができ、利用者の利便性向上および図書館職員の管理運営の効率化を図ることができます。加えて、貸し出し処理をしていない蔵書がゲートを通過した場合に警告音が鳴るBDSゲートを設置することで、蔵書の誤った持ち出しに対応ができます。後者の場合は、ICタグ管理と比較しますと導入費用は同等程度と考えますが、維持費用はより安価であると試算しているとともに、貸し出しや点検での蔵書判別もICタグの場合と同等に処理することができ、利用者の利便性向上および図書館職員の管理運営の効率化も同等にできるものと考えております。しかしながら、蔵書の誤った持ち出しには今のところ対応はできません。今後、この2種類の方法の費用および利用者目線での使いやすさ、図書館司書による蔵書管理のしやすさ等を比較して検討を行い、決定をしてまいります。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。では、再質問に入らせていただきたいんですが、ちょっとその前にというか、大きな1の（1）について、ちょっと私の通告書の表現が不正確だつたと思いますので、最初にちょっと意味合いの訂正といいましょうか、整理させていただきますと、現在の長与町図書館の運営も直営ではなくて、管理公社への業務委託ですよね、直営を継続するというような表現がありました、すべきというところありましたけども、これは現在の運営方法、つまり管理公社での運営でいいのではないかという意味合いということでご理解いただければ幸いです。それで再質問ですが、昨年6月の定例会の新図書館の管理運営についての同僚議員の一般質問に対して、町長が直営と委託と指定管理のメリット、デメリットを比較検討しているというような答弁をされたんですよね。それから約1年たって開館まであと2年となりましたので、令和9年度当初からのスムーズな開館のための準備期間、そのためには当然幾つか8年度の予算編成もあるかと思いますので、そういったことも視野に入れると、ずっとまだ検討研究しているというわけにはいかないと思いますので、今回運営方針を明確にしていただければと思い、質問させていただきました。先ほどのご答弁で、現図書館と同様の管理運営を考えているということでしたので、本来これについてはもうこれ以上言うことはないんです

が、町民の方の中にも「なぜ、じゃあ指定管理じゃ駄目なのか」、「評判になったT S U T A Y A図書館のようなおしゃれで画期的なそういう指定管理図書館の方がいいじゃないか」と思う方もいらっしゃるかと思うので、質問の意図をちょっと補足させていただくと、営利を目的とした民間事業者が指定管理者を受託しようと手を挙げるということはこれは当然何らかの手段で利益を上げられる算段があるからだと思うんですね。一時期はまるで成功事例かのようにもてはやされた、ある民間指定管理の他県の複数の図書館で蔵書の選定や管理を民間の指定管理者に任せた結果、本来新品を購入すべき図書購入費用で古本を、しかも系列事業者から大量購入したと。当然利益を上げるわけですよね。約2,000万円の。そういう事例があったと。また、ある図書館では、リニューアル時に約2,000万円の図書購入費が用意されたものの、やはり古本を買うことで700万円に抑えて、予算の半分以上である1,300万円、全く別の支出に流用して、こちら住民訴訟にも発展したという例もあります。また、購入した8,000冊の書籍のうち約4,000冊、半分が料理本というような非常に偏りのある選書をしていたと、こういう実際の事例もあるんですね。私的な利益を目的としない管理公社による運営ならこのようなことはまず発生しないと思いますが、営利の指定管理だとそういう不適切な支出や不透明な取り引き、起こり得ると考えております。これは絶対にあってはならないことだと思います。また、全国的に待遇の低さが問題になっている司書の人事費を、利益を上げるためにより安くするとか、もしくはわずかでも利益を出すために駐車場をちょっと有料にするとか、そういうことも考え得ることかなと。それに対していわゆるメリット、民間の指定管理者のメリットとされることは大体2つ言われて、民間のノウハウとコスト削減というんですが、コスト削減は事実上ほとんど他の例を見てもない。そして、民間ノウハウというのも本町の図書館の規模であれば、今も十分に経験を生かして運営していただいてますし、必要ないと私は考えております。ということで、先ほどもう答えは出てるんですが、再度質問ですが、こういった昨年6月、各運営方法のメリットとデメリット比較検討しているということでしたが、恐らくその比較検討の中で、今私が繰々申し上げたようなデメリット等もあることを本町も恐らく調査されたんじゃないかなと思いますが、改めて今指定管理についてはもう新図書館の運営方法の選択肢から完全に除外したと認識してよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

教育長の答弁にもありましたとおり、やっぱり今現在の図書館職員の知見とそういった経験部分を生かしたいという部分と、どうしても今働いてる方もいらっしゃいますので、そういった部分も考慮しまして、基本的にはそのままの長与町公共施設等管理公社、こちらの方で進めている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。管理公社についてはちょっとまた申し上げたいこともあるんですが、もうこれは（1）の答えは出ましたので（2）ですね。カフェについて。こちらについてまずこれも最初に申し上げておかないといけないのは、私は町内でカフェを運営していますので、私がそのカフェを造らなくていいんじゃないかっていうと、何か自分のお店のお客が減るから言ってるんじゃないかと思われるかもしれないで先に申し上げておきますが、新図書館は私の店とは場所的にもほぼ競合しませんし、そもそもうち雑貨がメインで、カフェはもうおまけみたいなもので、カフェの売上はごく僅か、ぶっちゃけ毎月5,000円もないぐらいなんで、これがゼロになっても経営には影響はないんですね、これは自分の利益のために言ってるのではないということはあらかじめご理解いただきたいと思います。では、なぜそのカフェの設置に慎重になるべきかというと、第1には、先ほど通告書で申し上げたように、施設利用者の利便性がかえって損なわれないかという心配ですね。例えば、これも他県のある指定管理図書館では、指定管理者が設置したカフェがあって、共有スペースみたいな飲食スペースもあるものの、飲物は持込みもオーケーだけれども、食べ物についてはその指定管理者が併設してるカフェで購入したものに限ると、こういうしている公共図書館もあるんですね。例えばいろんな観点、汚れるとかですね、観点から一律で食べ物持込禁止というルールなら分かるんですが、特定の店のものだけオーケーというやっぱり公共の施設の規則としてはそぐわないと思うんですね。確かに昨今カフェを併設した図書館が増えておりまして、何となくおしゃれなイメージはあって、それが町にあるといいなというのは分かるんですが、恐らくそれは普段から利用者や人通りが多い大型でかつ繁華街にあるような図書館だから成立するんじゃないかなと。長与の図書館は立地、規模ともになかなか難しいんじゃないかなと考えていて、もちろん家賃を払ってもらって場所を貸すだけであれば、極端に言うと売り上げが上がらなくても町は別に不利益は被らないわけですが、ただそうなるかどうかっていうところなんですね。民間事業者がもしカフェ入るんであれば当然冷蔵庫やら調理器具、何らかの初期投資、設備投資は要りますし、原材料等の消耗品も必要、当然スタッフが常駐する。これで売り上げが見込めるほどにはちょっとなかなか私の目から見ると難しいと考えるんですが、そうなった時にですよ、民間事業者がカフェに入ってくださったものの、例えばなかなか経営が難しかった、赤字だった、撤退したいというようなことになった場合、最初に先ほど募集をするということでしたけど、例えば図書館の利用者は大体これぐらいですよみたいなのを示して、だから利益は見込めますよみたいなことを軽率に言ってしまうと、全然実際には違うじゃないかみたいなことで、下手したら訴えられるというか、揉め事になると思うんですね。もしくは思ったより利益、売り上げ上がらないから、やっぱ家賃をもっと安くしてくださいとか、やっぱりそういうのは本来の公共施設の在り方としておかしいんじゃないかなと思っています。そ

ここで質問ですが、まず設計図では1階にエントランスホールという、テーブルや椅子、窓側のソファですかね、そういうスペースがあって、図面でいうところの左上の方に四角くカフェのスペースがあると。これカフェの部分だけが事業者に貸す、いわゆる家賃を頂いて貸すスペースですよね。というのは、もしカフェが入った場合に、テーブルとか席をカフェの利用者、カフェで何か買った人しか使っちゃいけないよというのは、やっぱりその部分については家賃をもらわないんであれば、そのスペースのテーブルや椅子をカフェのために占有させるっていうのはやっぱりちょっと筋が違うのかなと思って。ですので、そのエントランス部分のホールやテーブルはカフェを仮に利用しない方も、自由に全部全席座ったり利用していいと考えてよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

交流のスペースにつきましては、憩いの場、そして多世代間の交流の促進につながる場として、飲食等もできるようなスペースとして整備する予定しておりますので、カフェの占有というものではございません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました、カフェだと恐らく今の物価、コーヒー豆も非常に値上がりしててですね、1杯500円ぐらい取らないと利益は出ないのかなと私は思うんですが、施設の利用者としては飲み物が仮に500円でしか売ってないとなると、それはやっぱりちょっと手軽に毎回買える値段じゃないと思うんですね。健康センターが併設されてもおりまし、外側の芝生広場に遊びに来るのが目的という人もあるかと思います。水分補給が必要になると思うんですね。あとは図書館自体もやっぱり中高生、そういう方の利用も多く想定される。そうなると、先ほど通告書で書いてちょっと答弁になかったかなと思いますが、標準的な値段いわゆる百何十円とかの自動販売機も当然設置すべきと思いますが、この予定等はどう考えてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

自動販売機につきましては、まだ結論は出ていない状況でございます。ただし、こちらの複合施設が避難所としての機能も有しておりますので、今防災対応型などの自動販売機などもございますので、設置につきましては、施設の所管課とあと関係課とも協議しながら、設置については協議ていきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですか。てっきり設置するのかなと思いましたが、まだちょっと断言はできないということですが、やっぱりカフェがあるから、当然自動販売機があるとそっちで買う人ってのは出てくるわけで、カフェを優先すると、やっぱり自動販売機が置けないとかですね、そういうことになっちゃうと、もう飲み物買えないという人も出てくると思いますし、いや絶対自動販売機を置いた方がいいと思うんですが。いずれにしても、私もカフェがあつたらいいなという声は十分理解できますし、ないよりあつた方がいいのかなとは思いますが、ただ先ほどのとおりもしカフェ、民間事業者にあそこ場所を貸して入ってもらった場合に、その後なり町が何らかの不利益や不都合を被ることはないようすべきだと思うんですね。例えばですが、その店がもうあまり売上げないので撤退しますってなった時に、さっきのように来場者が教えてもらったのとちょっと違って全然売れなくて、あれだったからっていうので、もう出ていってしまう。つまり、さっき言った冷蔵庫とか調理器具とか置いたまま出てしまって、そうなると例えばそれを撤去したり、原状回復するのが町の費用、税金になってしまったり、そういうことには絶対なってはいけないと思うんですね。また、例えば、恐らく契約は何年とかいう単位かなと想像するんですが、仮にですね、2年で契約をしたと、カフェの事業者と。で、向こうは売上げもあるし続けたいと。ただ、仮に町の方の方針でのスペースはもっとちょっとこういう違うことに使いたいとなった場合に、向こうが出ていくと言わない限り、ずっと出ていってもらえないっていうのも、これはこれで町としては本来の政策方針が変わった場合に非常に困ると思うんですね。なのでもちろん契約途中で出ていけというのは言えませんけども、契約更新時には、例えばこっちの都合でもう無条件で出ていってもらうことができるとかですよ、何らか最悪の事態といいましょうか、もしもの時を考えてそういうのをしっかりと詳しくかつ慎重な契約書を作り、契約をすべきと思っております。この点は、こういうのを申し上げるのも、以前ミックンの著作権が何か口約束みたいで曖昧になつたりとかですね、実際の例があったもんですから、あとスポーツ艇庫の利用団体が自分の何か船か何か置いたまま出でていってそれ撤去するのは町の費用になると、そういうことがあるもんですから、そういう契約をしっかりとおくべきだと思いますが、大丈夫でしょうか。そのお考えを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ご指摘ありがとうございます。問題となり得るようなさまざまご意見につきましても、サウンディング型市場調査において対応、検討してまいります。また、近隣の図書館など公共施設に出店しているカフェなどの契約条項など、契約書を参考に条件の明記なども研究してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうですね、ぜひそうしていただきたいと思います。繰り返しますけど、私、カフェを造るなって言ってるわけじゃないので、先ほどおっしゃったサウンディングとか、プロポーザルじゃないのかな、募集、そういうのは全然もちろんやっていただきたい。それもやらなかつたら私が言ったからやらなかつたみたいになって、カフェができなかつたと言われるのも困るんですけど。ただそんときにしっかり条件を示して、厳しい条件でも言ってそれでもうやっぱりそれだと入らないという、もうどの事業者も入らなかつたら、それはしようがないと思うんですね。ですので、その点は入ってもらうために何かいろんな、さっきのようにちょっとこの場所まで占有させるとかですよ、他の利用者の不便がかかつたりするようなことにはならないようにしてほしいということを一番申し上げたいことですので、ご理解いただければと思います。次の（3）ですね、これもですね、私もＩＣタグを使ってる神田町図書館で費用がかかってるからといって、それが不要と言ってるわけではありません。利用者の利便性を考えれば当然今の時代、自動貸出機っていうのはもうあった方がいいと私も思ってます。ですので、コストがかかっても必要なものは当然入れなければいけないと考えております。ただ、そこまで費用をかけてまでこの性能は要らないんじゃないとか、そういうのはやっぱり抑えていくことで、言ってみれば経費の蔵書の購入であったり、他の施設充実に使えると思うので。先ほどＩＣタグとＡＩを使ったような、別々の管理方法があるということで、さっきのお答えですとＩＣタグとゲートを使えば盗難防止はできると。ＡＩの方は同じような自動貸出や蔵書管理の簡易化はできるけども、盗難防止はできない。私も前特別委員会で盗難防止はるべきじゃないかと、やっぱり本っていうのは公共の財産であって、取られてもいいという考え方、ちょっと語弊がありますけど、それ良くないと思ってたんですが、先日所管課で伺つたら、年間本町の今の図書館で盗難の可能性もあるいわゆる不明本というんですかね、年間10冊もないというふうに伺つたんですよね。そうなると当然、当然というか、そのなくなった分をもう1回買った方が恐らく安いと思うので、盗難対策っていうのは正直新図書館の何らかの蔵書管理システムで、正直考えなくともいいのかな、盗難防止の付けるか付けないかすごいコストが変わるんであれば、私は考えなくともいいのかなと正直今は思っております。そうすると自動貸出と蔵書管理の簡易化というか、便利化ができるんであればそれが一番いいと思うんですね。そうすると、もし先ほどおっしゃったＡＩ技術を使った方が盗難防止以外の面で、ほぼＩＣタグと同等であればそっちの方がいいように今のご答弁を感じました。そうすると、私がよく存じ上げませんが、ＩＣタグとＡＩ技術だと、違うは違うと思うんですよね、使い方が。そうなってくると蔵書管理のこのシステムのどっちかに、選定に当たってはやっぱり一番重視すべきは、どっちも自動貸出という点では、あんまりいわゆる利用者の利便性が変わらないのであれば、考えるべきはやっぱり職員の方のご意見だと思うんですね。

実際に蔵書管理を、10万冊ですか、今度、することになるということで、このどっちのシステムがそれぞれどういうもので、どっちが職員としては使いやすいか、そういうのを現在の司書や司書補のような職員に意見を求めたり、一緒に検討したり、そういうことはされてるんでしょうか。必要だと思うんですが。もしくはこれからやる予定か、ちょっとその点お伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

このシステム導入に関しましては、今のところ職員全ての司書とお話をしているわけではありません。ただ、一定の方とお話しして、こういったのがあるよというのはお伝えはしております。今後ですね、やはりどうしてもその実際現場で使われる司書の意見というものがやっぱり重要になってくるかと思いますので、その点も含めてこの今ある2つのシステムでどちらにしていくかというのは決定していくと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。この大きな1番、ごめんなさい、まだ防犯カメラのお答えいただきましたけど、ちょっと3番はシステムの件はこれで終わりにしたいんですが、ちょっと今、現場の職員のお話もさせていただいたところなので、先月19日に公共図書館の職員の雇用が非常に不安定というか、そういうことで関連団体が衆議院で院内集会を開いて、待遇の改善を訴えたという報道がありました。本町の職員は管理公社が雇用されてる方々なので待遇の詳細はちょっと私は存じませんが、やっぱり先ほど申し上げましたけど、こういう蔵書管理等のコスト削減に私がこだわるのは、その部分で何百万円とか、何千万円、分かりませんが、少しでも抑えられれば、その削った分を図書館職員の待遇であったり、蔵書の増冊のようないわゆる施設そのものの、より改善というか、充実につなげられるのではないかということで申し上げております。もちろんニュースでそういう図書館職員の労働環境が悪いと言ってたから、本町の図書館の職員もそうだとか思ってないんですが、確認してないもんですから。せっかく立派な図書館を造ってもですね、そこに働く人たちがやりがいや使命感を持って働くなければ、仮つくって魂入れずっとよく言う、それこそ施設の価値は下がってしまうと思うんですね。逆に言うと働く方々が生き生きと働いて活躍されれば、この新図書館に20億円以上かけてもその何倍も価値のある施設になると。もうそれぐらい私は職員さんってのは重要だと思うんですね。そうですね、質問になりますが、このやりがいや使命感っていうのは、当然労働に見合った給与、報酬があってこそですから、図書館が新しくなるこの機会にでも図書館職員の役割の重要さというのを改めてぜひ町として考えていただいて、そういう労働条件や先ほどのような蔵書管理をちょっとスムーズにさせるとかそういう働きやすさなどにつ

いて、公社に委託だからってもう任せんじゃなくて、町も公社とともに当事者、働く方の声をしっかりと聞いて、ぜひちょっと再考といいましょうか、別に今が悪いとは言つてないです。そういうことが不満といいましょうかね、何か思うところがないか、そういうのをしっかりと聞いて受け止めて反映していただきたいと。町も公社と共に当事者の声を聞いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

そちらにつきましては議員おっしゃられるとおり、やはり町と公社にありますけど、司書とですね、現状働いてる方とよくお話をしてもやはりいい図書館のいい形でなるようになっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。先ほどの（4）の防犯カメラについてはもう設置するということで、十分にいろいろ検討して設置してくださると思うので、特に再質問はございませんので、次の2番に参りたいと思います。（1）と（2）は同じといいましょうか、本町の認識と現状ですが、どちらも一般的にこういったものがハラスメントに当たる。ただし（2）で、そういうことは少なくとも議員からハラスメントがあったという職員等から正式な訴えや相談のようなものはないということだと思いますので、いいことだと思いますが、今後恐らく長与町議会、議員によるハラスメント防止条例というのが作られるのかなと思うんですが、このタイミングに合わせてですね、町の中でそういう議員からハラスメントを受けたかどうかというようなアンケート等取ってみたらどうかなと思うんですが、今のところはないということですが、例えば匿名のアンケートなら出てくる事例もあるのかな。もちろんそれがなかなかどういうものかというのは難しいかも知れないんですが、確認だけでも、そういうのを行ってみるのはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

アンケートのご提案でございますけれども、今まで私たちも議員からのハラスメント、そういうもののアンケートはもちろんですね、その他のアンケートっていうのを特にとっていない状況でございます。どのタイミングでどうするかっていうのは状況を見ながら、もし何か問題があるようであれば、やはりそういったアンケートをとりながら、対策を打っていくというのは必要かと思いますので、今後研究させていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ハラスメントっていうのは、こっちがそのつもりじゃなくても受け取り手側がそう感じたらっていう場合も当然あるということで、先ほど（1）で一般的な事例っていうのはいろいろおっしゃっていただきましたけれども、例えば、これは報道にもあった他県の県知事のハラスメント問題でありましたけれども、いわゆる公務時間外に電話をかけてくるとか、LINEで送ってくる、そういったのはハラスメントに当たると考えますか。あとは、いわゆる飲食に誘う。飲みに行こうとか、こういうのはどうなんでしょう、ハラスメントなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

一般論にはなろうかと思うんですけれども、緊急で連絡をしないといけない場合、例えばですね関係者の方の訃報の連絡であったりとか、あとは何らかの事件とか事故に巻き込まれたとか、あるいは翌日の集合時間とか集合場所とか、そういったとこの確認を至急しないといけないとか、そういったケースは必要な連絡かなと思っています。ただですね、緊急性がない用件、翌日でも全然間に合うよというふうな案件であれば、その辺は配慮があった方がいいのかなと感じております。それと飲食の部分でございますが、飲食につきましても議員と職員との関係性ですよね。日頃から親交があって、飲食も定期的に行かれたりとか、地元の自治会でも一緒に活動してるとか、そういった部分であれば多分職員サイドとしてもそんなに違和感はないのかなと思うんですけれども、そういった人間関係が特ない中で、突然ちょっと飲みに行こうかとか、ご飯食べ行こうかと言われた場合に、ちょっとこう受けた側が不快に感じたりとか、強制的な部分を感じたりとか、そういったケースがあればやはりちょっとハラスメントに当たる可能性がございますので、その辺もちょっと注意をする必要があろうかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。そうですよね、例えば時間外と言っても6、7時に電話するのと、夜中に2、3時にかけるのでは、もう社会通念上というか違うと思いますし、飲食の誘いもちょっと話してみたいっていうので声かけるのと、例えば何度も断られてるのにしつこく誘うのはまた違うと思いますし、この辺は流動的なのは本町に限らず一般的なハラスメントに認識としてそうなってこようかとは思いますか、今の例は言ってみれば、そういった今おっしゃった互いの関係性であったり、そういった状況で判断される流動的なものと思うんですが、明確にハラスメントに当たることも当然あると思うんですね。

で、一般論ですが、議員のいわゆる権限や地位を利用したハラスメント的なものとして、口利きのようなものがありますよね、一般的に。長与町議会議員政治倫理条例の第4条の6に、職員の異動に関して紹介または推薦をしないことと定められてるんですが、これは条例そのものが今申し上げた権限や地位による影響力を行使してこういうことをしないようにという趣旨なので、当然これパワハラの一種として禁止しているのとほぼ同等だと思うんですね。地方自治法上、議長は一応法上は議会事務局職員の任命権者なのでちょっと除外しますが、議長以外の議員は職員人事に介入できる法的根拠はありませんし、それどころか根拠がないどころか、先ほどの倫理条例で明確に本町では禁止されている。そこで質問ですが、もしも議員が議会事務局職員、誰々がいいなとか、異動前にですよ、事務局職員の誰々さんは来年度もこのまま続けてほしいというようなことを任免権のある町長であったり、人事に一定の影響力のあると思われる副町長や幹部職員に発言したら、これは人事介入、禁止事項かなと思うんですが、町としてはどう認識されますか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

基本的にはそういったことは、うちに限ってはって言ったらあれですけれども、長与町ではないと信じております。そもそもその辺の立ち位置っていうんですかね、町が決めるべきこと、議員たちが発言するべきことっていうのは、お互いがしっかり認識をした上でこの場にもいらっしゃると思いますので、そういうふうな認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ということは実際に要求といいましょうか、これが実際に通ったか通らないかにかかわらず、先ほどのような発言、人事に関する発言があった場合は、その発言があった時点でこの条例に抵触すると思うんですが、それもその認識でよろしいですか。つまり、そういうことがあれば、どうですか、認識は。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

はい、決まりのとおりだと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

はい、分かりました。そうすると、ちょっと繰り返しになりますが、もしそういったことがあったら当然執行部側の方はこういうことを言われたということを議長などしか

るべきところに報告と相談等をするべきだと思いますが、そうするということになりますよね。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

これも繰り返しになりますけれども、基本的にそういうことはないと信じております。あれば議長の方も含めてご相談する場面もあるかもしれません、基本的にはないと思います。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。この件はこれで終わりたいんですが、先ほど、それから（3）（4）については、これもですね、明確にないということでお返事いただきましたので、もうこれ以上は申し上げませんが、せっかくの本町には政治倫理条例がありますし、近々恐らくハラスメント防止条例が制定されるんじゃないかなと思っております。こういったものが形骸化することなく実効性のあるものであるためには、町三役の方々はじめ職員の皆さんのがそういった通報や相談、そういったご協力は不可欠だと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時20分まで休憩します。

（休憩 15時07分～15時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順5、西岡克之議員の①本町の交通安全対策について、②帯状疱疹ワクチンの定期接種化についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

本日一番最後でございます。眠くないように、てきぱきとやっていきたいと思います。議長のお許しを頂きましたので早速質問をさせていただきます。まず1番目として、本町の交通安全対策について。本町内には現在大規模宅地開発として、丸田地区で行われている民間開発によるものと、県と本町が関わる高田南土地地区画整理事業が進められています。どちらもここ2年から3年以内に完成し、住宅が建設され人口増加になるものと思われます。人が本町に移り住むことは、町全体に活力が生まれ、にぎわいが生まれます。町にとっても固定資産税の増加につながり、歓迎されるものと思われます。同時に、町としてもさまざまな対応が求められます。子育て世代が家を建て移り住めば、保

育所の入所や学校の受け入れなどさまざまな問題が想定をされます。特に朝の通勤時には、団地の出入口に車が集中していくものと考えられます。出入りする際の経路が通学路と交差することも十分考えられ、安全性の担保も考えなければなりません。そこで、現状団地の中から出入りする際にどのような経路で行き来するのか、町として安全性を考慮した施策が考えられるのか、質問します。まず1として、丸田郷に現在開発中の宅地造成について、団地完成後の総戸数、完成時期および入居可能時期を質問いたします。2点目に丸田郷における団地完成後の団地内から県道、国道へ車が出入りする際の、予想経路および安全対策について質問いたします。高田南土地区画整理事業については順次区画整理地内に住宅建設が進んでいるようですが、同様に車が出入りする経路、安全対策について質問をいたします。

大きな2番目として、帯状疱疹ワクチンの定期接種化において、帯状疱疹予防ワクチンが4月から定期接種化され、接種費用の一部が公費助成されます。これは公明党が国と地方で連携して強力に推進をしたのも一因だと思います。これにより、ワクチン接種に国の助成が受けられます。本町においても、令和5年第2回定例会において、ワクチン独自助成について私も質問いたしましたが、本町の場合、助成はかないませんでした。しかし、公明党の地方議員の呼びかけにより、独自助成を行う自治体が本年1月時点ですべてまで拡大しました。このような独自助成自治体の拡大や、公明党国会議員の質問などで定期接種の後押しをし、今回のような全国的な公費助成につながりました。そこで、定期接種に向けて幾つか質問をいたします。まず小さい1ですね、接種費用に対する国からの助成について予算措置はどのような形で行われますか。2点目に自己負担額はどうになりますか。3点目に対象者についてはどのようになりますか。4点目に町民の皆さまへの告知についてはどのように考えていますか。以上、質問をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西岡議員のご質問にお答えをいたします。まず1番目の大好きな、本町の安全対策についてということで、嬉里・丸田開発事業の総戸数と完成時期および入居可能時期についてのお尋ねでございます。本町に提出されております嬉里・丸田開発事業の開発許可申請によりますと、団地完成後の総戸数は217戸、完成予定時期は令和8年5月31日となっております。また入居可能時期につきましては、新築戸建て住宅の平均工期がおよそ4カ月前後とされており、宅地造成完了後、最短で4カ月以降ではないかと考えておるところでございます。2点目でございます、嬉里・丸田開発事業地内からの車両予想経路および安全対策についてのお尋ねでございます。嬉里・丸田開発事業区域内から県道、国道に通じる予想経路といたしましては、主に2つの経路が想定されておるところでございます。まず1つ目は、開発区域内の丸田アパート側出入口から長崎銀行前交差点を通り、長与川沿いの町道長与中央線などを経由して、県道、

国道に合流するルートでございます。もう1つは、開発区域内の嬉里谷集落センター側出入り口からじげもん長与付近の交差点および三彩交差点を経由して、県道・国道に合流するルートが予想経路として考えられるわけでございます。続きまして、安全対策についてのお尋ねでございますが、開発工事着手前に地元自治会より嬉里谷集落センター側出入り口交差点の信号機設置など、安全対策に関する要望書を頂きましたので、直ちに長崎県警本部へ信号機設置の確認を行いました。その中で、車道幅員や交通量など信号機の設置基準を満たしていないということから、信号機の設置はできないとのお答えでございました。信号機以外の安全対策につきましては、交差点の供用開始に併せまして、カーブミラーや指導停止線など、現場の条件に応じて必要な安全対策を行っていきたいと考えております。3点目でございます、高田南土地区画整理事業地内からの車両予想経路および安全対策についてのご質問でございます。高田南土地区画整理事業区域内から県道・国道に通じる予想経路につきましては、主に4つの経路を想定しております。高田南土地区画整理事業内には東西、南北に連絡する幹線道路、補助幹線道路を主要な車両通行経路として整備をしておりまして、まず1つ目でございます、区画整理区域を東西に横断する都市計画道路高田越中央線から高田越交差点を経由するルートでございます。2つ目は、同じく都市計画道路高田越中央線から長崎商業高校前交差点を経由するルートでございます。3つ目は、南側への連絡経路となります都市計画道路三千隠線から浦上水源地の外周道路を通り、長崎市泉町方面や昭和町方面を経由するルートでございます。そして4つ目が北側への連絡経路となります補助幹線道路高田南1号線から九州電力変電所前の交差点を経由して、県道もしくは川平有料道路に合流するルートでございます。主にこの4つの経路を主要な車両通行経路として想定をしておるところでございます。続きまして安全対策についてでございます。一括施工区域を南北に連絡する都市計画道路三千隠線の整備により新たに発生した交差点につきましては、長崎県警本部と交差点協議を行いまして、横断歩道や停止線を設置するなどの安全対策を講じてまいります。また、団地内の生活道路につきましても、カーブミラーや指導停止線を設置などの安全対策を行っておりますけれども、今後も交通状況や地元自治会の要望などに応じまして、隨時必要な安全対策を講じていきたいと考えております。

続きまして大きな2番目、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についてでございまして、1点目が、接種費用に対する国からの助成、予算措置についてのご質問でございます。接種費用に対する国の助成につきましては、総接種費用のおよそ3割が普通交付税で措置されるところでございます。2点目の自己負担額についてのお尋ねでございます。自己負担額につきましては、現在、近隣市町や医師会と詳細を協議中でございますが、標準的な帯状疱疹ワクチン接種費用の半額程度を考えておりまして、そうしますと、生ワクチンが4,000円台、組換ワクチンについては2回の接種が必要となりますが1回につき1万円程度の自己負担額となる予定でございます。なお生活保護世帯の方は自己負担が免除となるところでございます。3点目、対象者についてのご質問でございます。

対象者につきましては、65歳の方および60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める方でございます。65歳を超える方につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種開始時と同様、5年間の経過措置を設けておるところでございまして、5年をかけて、100歳までの5歳刻みの節目年齢にある全ての65歳以上の方が接種することができます。なお、101歳以上の方は令和7年度に接種することができます。4点目の町民への告知についてのお尋ねでございます。町民の皆さまへの告知につきましては、町広報紙、ホームページおよび接種勧奨はがきによる個別通知を予定しております。接種希望の方が滞りなく速やかに接種できますように、町内医療機関と連携しながら事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ、再質に移ります。今①の方ですね、安全対策についての件ですけども、その中で、今お示しいただいたのは2方向あるということでございました。その中で、通学路と接続するのは、まず丸田郷の方ですけども、どことどこかっていうことを教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

嬉里・丸田開発内からの通学路につきましてでございますが、嬉里・丸田開発事業地内の小学校区が長与小学校と中学校は長与中学校になりますので、通学路につきましては主に丸田アパート側の道路ですね、団地内を丸田側のアパート前側の道路に経由しまして、既存の通学路に通るルートが考えられます。もう1つ先ほどお話ししました嬉里谷の方に通るルートにつきましても、ちょっとこう下、川の付近に行けば通学路としての指定はあるんですけども、安全の側からいけばやはり団地内の大きな通りを丸田アパート側の方に通っていただいて、丸田アパート側の通学路を通っていただくのが、安全上よろしいかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

と申しますと、今嬉里谷から下ってきますよね。それを今通学路として指定をしてあるっていうことですかね。それを丸田アパートの方に団地内を通って。団地内を通らずに。今、嬉里谷に下ってくる所がありますね、そこは通学路ですか。まずそれをお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

確認したところ、嬉里谷の川の方から旧酒屋から上ってきたところで、距離としては短いんですけども、通学路としては指定されております。その中で、今回開発する嬉里・丸田郷の出入り口からそちらの嬉里谷側を通るルートというのは結構距離も長いので、そこを通学路と指定するのは多分難しいかと思います。その中で、安全対策ですね、やっぱり歩道の有り無しとか、安全対策の面からいくと、全体的には主に丸田アパートの方を通って通学していただくのがよろしいかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ということは現状指定があるということは、子どもたちは通ってる、現状ですね、通ってるんですよね。それをもう、あそこ狭いし、病院がある所ですよね、狭いし、あそこ一通ではないですよね。時間指定の相互通行ですよね。で、朝恐らく急ぐ人はそこを団地内から通ってくるんじゃないかなと想定されます。先ほどお聞きしたじげもんの方向に下りていく道は、やっぱり少し遠回りになるので、恐らく朝みんなぎりぎりに出てくるので、そっちを通ってくるんじゃないかなというふうに想定されますので、できれば通学路の変更ということも視野に入れて、委員会の方には考えていただきたいんですが。今後のこと、今すぐじゃないんですね、今後令和8年5月に完成ということなんで、それまでの時間があるので、ちょっとそこら辺考えていただきたいんですけど、考慮する余地はありますか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司教育次長。

○教育次長（宮司裕子君）

通学路に関しましては、やはり一番が安全っていうことを一番に考えて通学路を指定させていただきますので、そこにつきましては学校と教育委員会も含めまして、一番安全な方法ということで検討させていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

前向きに考えていただけるというお約束を頂きましたので、まずは一安心と。その一通の中を通らなければならない子どもたち、要するにその中に自宅がある子もあるんじゃないかなと、私調べてないんで何とも言えません。もし自宅がある子があつたら、そこら辺も含めて安全性の担保をとっていただきたいというふうに思います。車としてはできるだけそこを通らないような誘導の仕方というか、本当は時間的な一時指定というか、時間の一通というか、何かこれ難しいらしいんですね。以前、三千隠線の所を、

区画整理がある前にあまりいっぱい通るもんだから私も一時警察の方にお願いに行つたことがあるんですけど。要は道路に規制をかけたら、その道路は規制を解けないと。これはあくまでも警察が言ったことですから、だからかけづらいんですよっていう話を聞いたことがあります。ですからちょっと難しいかもしないけども、そこを一応視野に入れて警察関係とは、公安か、とちょっと協議をしてみてください。それとですね、こっち側のじげもん側ですか、下りる所、あそこの歩道ですね、あそこも中学生が通学してきますよね。そこら辺の安全性の担保と、その手前は保育園の脇も通るんですかね。保育園の、結構朝からあそこを子どもたち来るんですよ。その点の安全性の担保というのもよく考慮していただけなければならぬと。結構車で子どもを送ってきたりとか、手を引っ張って連れてきたりとかするんですよ。その辺を事故のないように安全性を担保していただきたいと。そうしないと、もし事故が、あってはならないことですが、もしあったら批判の矛先はこっちに来ます。町に来るんですよ。できればね、それとかそこの上の団地にお住まいになる方々に批判の矛先が来ると思うので。平たい言葉で言えば、「何でこがん所に団地ば造ったとね、事故になったやかね」とかいうことが言われないように、しっかり安全対策は講じるべきだと思います。重ねて要望をしておきます。よろしいですか。よろしいですかって、首だけ振っても駄目ですよ。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

住宅の完成を現地の方で確認を行いまして、安全対策に関しては徹底を行ってまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ご答弁いただきましたので、まずはその件については安心しました。次、丸田社宅の方ですか、旧丸田社宅の方に下りる所、ここもたしか長与中学校に来る子どもたち、小学校は通らないのかなそこは、ちょっと定かではございませんが、その安全対策、いわゆる停止線と指導線か、町が引くのはね、その指導線については今後速やかに施工していただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

こちらの方につきましても、完成後の現場を見ながら必要な部分につきましては停止指導線を引いてまいりたいと思いますが、もしくはですね、白線が薄くなっている部分とかございますので、そちらに関しても改めて引き直しをできればというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

完成が令和8年5月31日で、答弁の中では4カ月ぐらい家建てたらかかるんで、それ8月から4カ月、9、10、11、12。12月、人の心というのは新居で正月を迎えるたいというのが大半の人なんです。恐らく民間だから早めに家建てていいですよというのが民間の事業者の方なんですよ。だけん、5月31日から用意ドンで家建てるわけじゃないと思います。その手前からね「もういいですよ、建てんですか」っていう形になるのは目に見えてます。だからここも正直に完成前から待たずに早めの指導をですね、していただきたいというふうにこれは要望をしておきます。それと次に、高田南にいきたいと思います。高田南は4経路団地から出る所があるというふうに聞きました。まず高田越ですね、高田越から出る所。で、ここトンネルを越えて頂上ぐらいにたしか下から上ってくる道路が接続されると思います。私も朝から安全週間とか1日、20日は立っておりますのでよく分かります。子どもたち結構上ってきます。で、ですね、今、横断歩道を渡ってトンネル向かって左側を行きなさいっていうふうになってるんですよ、指導が、学校からね、通学路は。だから手前から上の方に上がってって横断するっていうことはないと思うんですけど。今度下から上ってきて、渡ると、道路を横断するという時に、一番上に横断歩道を引くと、下から上ってくる車が見えづらい。で事故が起りやすいと思うんです。だからもう少し頂上から離した所、いわゆる高田中学校側に横断歩道を引いてた方いんじゃないかなと私は思うんですけども、そこはいかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

高田越トンネル出口から高田中学校側の方に100メートルほど行った所に、今度新設されます三千隠線という道路とT字路の交差点が整備されまして、そこの横断歩道のことになるかと思いますが、長崎県警本部の方と交差点協議の結果ですね、1カ所横断歩道が整備されることになっております。これが、ただこの1カ所の横断歩道っていうのが、新しく南北にT字路の下の方といいますか、浦上水源地の方に下りる道路側の方に横断歩道が付くということになります。ですのでそのちょっと見通しの悪い所には、中学校側に渡る横断歩道っていうのは付かない状況になります。ただ、通学路でもありますので、横断歩道がないというのは、やっぱり交通安全上やっぱりどうしても必要ですので、その当該交差点から比較的見通しのいい高田中学校正門前に1カ所、高田中学校へ渡る横断歩道を整備することとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

あのですね、離して、要するに商業高校に行く方向に離して高田中学校の前に横断歩道を引くっていうのは、離してくれるっていうのはその安全性の担保の部分でいいと思うんですが、高田中学校の脇まで区画整理事業の宅地が来てるんですよ。非常に見通しが分かりづらい所、上から見れば見えるんです。商業高校の方から来ると見えづらい。だから、そこはねよく考えて、ぎりぎりに中学校の前に引かんでもいいと思うので、ちょっとこうずらすとかね、知恵を働かせて、子どもたちがなるべく事故に遭わないようにもうあそこ、今さら言っても仕方がないことなんですが、中学校のぎりぎりまで宅地が来てるんですよ。そこまでせんと、保留地の処分とかいろんなものがあると思うんですね、それはもう仕方ないかなと思うんです。できればもう1宅地ぐらいちょっと減してほしかったのが私の希望でございますが。ともあれ、少し知恵を働かしてちょっと離したような所で、事故が起きづらいような引き方をしてよく学校または地域住民とお話を施工してほしいというふうに思っております。お願いします。それと今度は下、水源地側、大手コンビニエンスストア、7の字が書いてるコンビニエンスストアがありますが、そこのカーブの所、あそこも少し安全性を担保が要ると思います。というのが、カーブになってて見えづらい。この間雪が降った日、2月だったかな、1月だったかな、雪がちょっと積もった日があって、両方向で事故がありました。水源地の女の都側から来る方向、こっちから上ってくる方向、別々の車線で同時に事故があったという、非常にカーブで危ない所なんですよ。しかもその事故があつてる最中に1人歩行者がまた転んで、また救急車が来るという三重事故みたいな形があつて、非常にあそこはね、坂道もなってますし危ないので、あそこもちゃんと横断歩道であるとか、あそここの信号機の設置って基準になるんですかね。あそここの所は、カーブの所は。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

コンビニ横の交差点かと思いますけれども、そちらの方は信号機を新設をする場合は一定の基準を満たす必要がございますので、三千隠線という真ん中の大きな通りですね、ここが完成した後に交通量を見ながらまた要望する形になるのかなと思ってます。今現状ではあとどれくらいの交通量があるのか分からぬ状況ですので、今後の対応になるかと思いますが、現状を見ながら要望の方は行ってまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私も今設置をしてくださいとか、今どうのこうのっていう部分ではございません。将来を見据えて、そういう危険な所なんですよというとこをよくインプットしていただいて、先々にそういう安全対策をしていただくということをしていただければ。もう車が

いっぱいばんばんばんばん来て上からも下る、あそこの周りも下るって、その時にさあどうしようかって言ったらもう遅いんです。手前の方でそれを考えていいって、さあ行動に移そうという、先々の用心をしておかなければと思う意味で、今、質問をさせていただいております。今そういうご答弁いただいたんで、その節はよろしくお願ひします。次です。もうこの件に関しては、両課長ともよく現状を認識されておられるようすで、私も地元議員としてよく意見を述べさせてもらいながら、動向を見守っていきたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひします。

次に帯状疱疹ワクチンに入りたいと思います。交付税措置が今年の交付金からっていう形で理解してよろしいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

接種開始が令和7年度からになりますので、令和7年度に対しての交付になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

3割交付っていうことですよね。それから、接種は今おっしゃったような形だと思うんですけど、生ワクチンと不活化ワクチンですよね。生ワクチンの方は1回で済むと、4,000円ぐらいかな。不活化は2回打たなければならないっていうんで、これ2回とも補助対象ということで理解してよろしいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

2回とも補助対象になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

これ対象者は60歳以上なんですかね、65歳以上ですかね。もう一度確認します。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

対象者は65歳の方、および60歳以上65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める方です。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

60歳以上ですよね。たしかこれ5歳刻みだったと思うんです。65歳、60から64で基礎疾患がある人で、25年から29年度は70、75、80、85、90、95ですね、100歳も含めて。100歳以上の人には25年度に限り全員打つと。で認識でよろしいですか、お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

はい、101歳以上の方は、令和7年度に受けていただく形になります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

1つ問題がございまして、これ調べたところ、50歳以上の罹患率が高いんです。65歳、で70代がピークなんです。80歳までに3人に1人が発症する恐れがあります。調べました。もう発症の原因ってもうご存じでしょうけど、小さい時に感染した水疱瘡ですね、水疱瘡のウイルスが治癒後も体内に潜伏しておりますですね、大人になって我々の年代になった時に免疫力が低下した時にウイルスがバッと出てくるということでございますので、50歳以上の罹患率ということで、65歳以下は対象外なんですね。ちょっとそこを確認します。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

定期接種の対象となっている方より下の年齢の方ですね。60歳未満の方は定期接種の対象外で、この方たちは任意接種で受けていただく形となります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

これはもう国がやるということなんで、非常に申し上げにくいんですが、罹患率が高いという50歳以上もですね、できれば町の方でも希望者、これ希望者に限り例えばいくらか補助をしていただくとか、そういうことは考えづらいのかなと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本健康保険部長。

○健康保険部長（山本昭彦君）

定期接種につきましてはですね、国において疾病の発生頻度とか接種の効果の程度、あと持続性と安全性、また対象とすべき年齢などを議論されて、今回定期接種に最適な対象年齢というのが決められておりますので、町といたしましてもこの定期接種における

る安全性も含めて、国に合わせといいますか、予防接種法に基づく定期接種の対象に従い実施をしていくこととしております。ただ、その対象年齢につきましては、今後また定期接種を進める中でですね、情勢の方も変わってくることもありましょうし、また他の自治体の方でも65歳未満の任意接種につきましては助成をしている所もありますので、その対象年齢につきましては今後も研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

一度にすぐ実施をしてくださいというふうには思っておりません。ただ今部長が話されたように周りを見ながら、あと定期接種というか、をする予算を見ながら、ちょっと考えていただければねっていうふうに思います。それとですね、もう一つ大事なことがあって、ワクチンの量ですね、これが十分確保されてるのかなあと。今、いろんな薬不足がですね世の中で言われておりますので、定期接種分のワクチンっていうのはちゃんと来るのかなって思いましてですね。その辺の見通しに、もし分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今のところ特に不足しているという情報は来ておりませんので、量は足りているものと推測しております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

承知しました。とはいって、すぐなくなるのが今の現代の薬事情でございましてですね、そこら辺はよくメーカーに、メーカーとか国とかお話をしながら、切れ目なく接種できるようにしていただきたいというふうに思いますので、要注意をしていただきたいと思います。で、告知については、先ほど当初答弁にございましたように、広報、ホームページ、はがきであると思います。これは各1回打てばもう5年打たなくていいと思うので、各年代ごとに全部、はがきも出していただけると認識していいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

7年度から新しく始まる定期接種ですので、7年の4月中に対象者全ての方に一斉にはがきの通知を予定しております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

はい、分かりました。対象者に切れ目なくはがき、また受診勧奨というんですかね、をしていただくように告知をしていただければというふうに思います。何か私はかかることがありますけど、かかった人に聞くとものすごく痛いそうですね。もう顔まで痛くなるって聞いて、できれば長与町はそういう福祉の町でございますので、ぜひそこは漏れのないような告知と接種の実施をしていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時00分）